

# 東京都児童福祉審議会 第1回専門部会資料集

## 目次

東京都の子どもの数の推移	1
東京都における児童相談所における虐待相談の状況	2
東京都における一時保護の状況	3
児童福祉司について	4
東京都における社会的養護の体系について	5
東京における養護需要の推移について	6
東京都における入所児童等の学年別児童数	7
東京都の児童養護施設の概要	8
東京都の乳児院の概要	9
東京都における里親制度の概要	10
東京都における登録家庭・委託児童等の状況	11
東京都の養護児童グループホーム制度の概要	12
平成18年度東京都におけるグループホーム実施施設一覧	13
東京都の児童自立支援施設の概要	15
東京都の自立援助ホームの概要	16
東京都の自立援助ホーム一覧	17
東京都における児童養護施設等被虐待児童数	18
平成18年度児童養護施設における心理療法実施施設指定一覧	19
東京都における専門機能強化型児童養護施設の概要	21
東京都児童相談センター治療指導課の概要	22
児童福祉関係従事者に対する研修実施一覧	23
児童福祉関係従事者に対する研修の実施状況について	25
(東京都福祉保健局生活福祉部調査)	
子ども家庭総合センター(仮称)親子のサポートステーションについて	43
平成17年度児童養護施設入退所児童の状況	44
(東京都社会福祉協議会児童部会平成17年度版紀要より)	

## 東京都の子どもの数の推移

(単位:人)

年 齢 \ 年	昭和 50年	60年	平成 5年	10年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
0歳	190,292	123,684	95,267	93,904	96,694	95,429	96,586	94,619	95,996	93,262
1歳	205,387	125,880	98,544	96,451	97,143	99,576	98,338	99,473	98,191	98,968
2歳	200,637	124,418	96,755	94,034	97,209	96,984	99,670	98,062	99,377	98,053
3歳	196,241	123,870	96,561	97,042	95,891	97,294	97,222	99,882	98,433	99,265
4歳	188,389	123,935	101,167	91,270	95,880	96,201	97,879	97,521	100,198	98,644
5歳	183,295	128,828	102,104	91,406	93,668	96,069	96,427	98,118	97,864	100,353
6歳	180,523	132,539	103,049	91,957	97,116	93,767	96,355	96,624	98,457	98,028
7歳	183,324	135,698	105,981	91,224	91,017	97,124	93,964	96,406	96,750	98,543
8歳	136,339	140,017	110,214	91,851	91,389	91,047	97,383	94,260	96,659	96,987
9歳	172,409	147,388	110,526	96,726	91,891	91,593	91,353	97,733	94,670	96,862
10歳	158,357	161,464	110,962	97,722	91,341	92,034	91,903	91,545	98,141	94,980
11歳	148,712	172,408	112,610	99,395	92,172	91,688	92,437	92,321	91,925	98,486
12歳	141,756	172,568	114,657	103,301	97,209	92,563	92,127	92,887	92,872	92,417
13歳	136,969	173,103	121,227	107,760	98,440	97,624	92,867	92,610	93,340	93,384
14歳	134,919	169,442	126,281	108,656	100,169	98,855	97,998	93,231	92,947	93,684
15歳	130,346	168,490	131,356	110,011	104,095	100,528	99,439	98,499	93,743	93,469
16歳	131,588	169,335	137,518	112,634	109,102	104,868	101,353	100,210	99,278	94,420
17歳	123,811	174,930	145,860	114,941	110,116	109,451	105,152	101,682	100,475	99,526
総 計	2,943,294	2,667,997	2,020,639	1,790,285	1,750,542	1,742,695	1,738,453	1,735,683	1,739,316	1,739,331
0～3歳	792,557	497,852	387,127	381,431	386,937	389,283	391,816	392,036	391,997	389,548
4～5歳	371,684	252,763	203,271	182,676	189,548	192,270	194,306	195,639	198,062	198,997
6～11歳	979,664	889,514	653,342	568,875	554,926	557,253	563,395	568,889	576,602	583,886
12～14歳	413,644	515,113	362,165	319,717	295,818	289,042	282,992	278,728	279,159	279,485
15～17歳	385,745	512,755	414,734	337,586	323,313	314,847	305,944	300,391	293,496	287,415
総 人 口	11,392,619	11,612,356	11,666,227	11,641,308	11,823,029	11,907,350	11,996,211	12,074,598	12,161,029	12,161,029
児童人口比率%	25.8	23.0	17.3	15.4	14.8	14.6	14.5	14.4	14.3	14.3
出 生 数	186,701	126,178	98,291	98,960	98,421	100,118	98,534	99,272	96,542	/
東京都合計特殊出生率	1.63	1.44	1.14	1.05	1.00	1.02	1.00	1.01	1.00	/
全国合計特殊出生率	1.91	1.76	1.50	1.38	1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	/

児童人口、総人口：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」都総務局統計部人口統計課(各年1月1日現在)

出 生 数：「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部

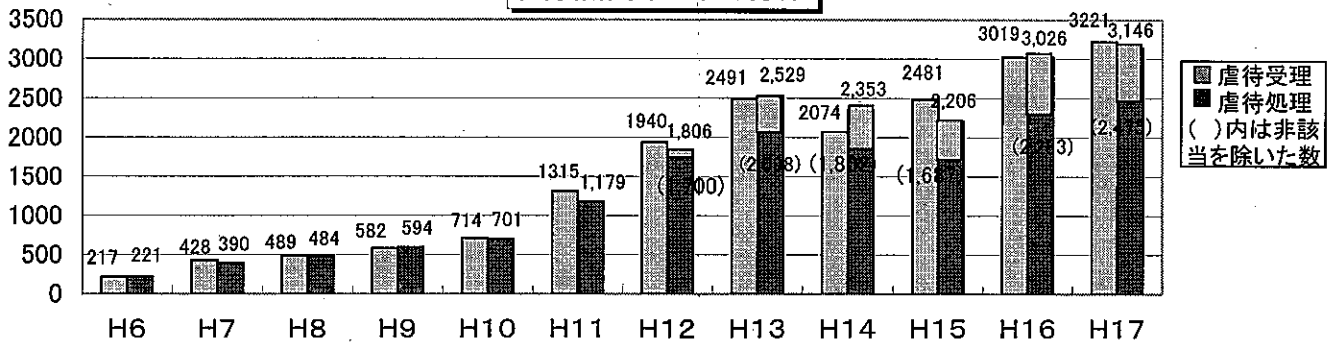
合計特殊出生率：「人口動態統計」厚生労働省大臣官房統計情報部

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性とその年次の年齢別出生率で一生涯に生む平均子供数をあらわす。

# 東京都における虐待相談受理・処理状況

出典:「平成17年版東京都児童相談所のしおり」より

虐待相談受理・処理状況



\*平成15年度から厚生労働省報告例の変更により、調査の結果虐待非該当となった件数も算入することとなった。(12～14年度は同様の表示とした。)

## 1 虐待内容別相談処理状況

※( )は%

年度	内容	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	非該当	計
15年度		752(34.1)	67(3.0)	365(16.5)	503(22.8)	519(23.6)	2,206(100)
16年度		1,015(33.5)	95(3.1)	501(16.6)	672(22.2)	743(24.6)	3,026(100)
17年度		1,010(32.1)	64(2.0)	577(18.4)	824(26.2)	671(21.3)	3,146(100)

## 2 年齢別相談処理状況

年度	内容	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	非該当	計
15年度		321(14.6)	389(17.6)	650(29.5)	212(9.6)	115(5.2)	519(23.5)	2,206(100)
16年度		415(13.7)	528(17.4)	883(29.2)	297(9.8)	160(5.3)	743(24.6)	3,026(100)
17年度		488(15.5)	559(17.8)	947(30.1)	327(10.4)	154(4.9)	671(21.3)	3,146(100)

## 3 主たる虐待者別状況

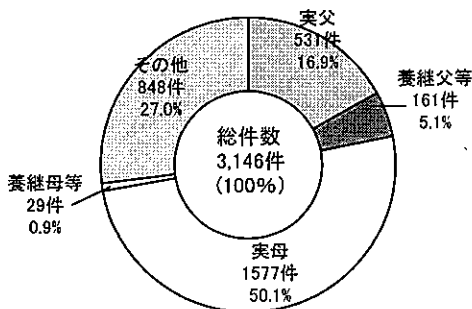
年齢	内容	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	非該当	計
15年度		337(15.3)	103(4.7)	1,120(50.8)	18(0.8)	109(4.9)	519(23.5)	2,206(100)
16年度		482(15.9)	154(5.1)	1,471(48.6)	25(0.8)	151(5.0)	743(24.6)	3,026(100)
17年度		531(16.9)	161(5.1)	1,577(50.1)	29(0.9)	177(5.7)	671(21.3)	3,146(100)

## 4 経路別処理状況

年齢	内容	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
15年度		311(14.0)	52(2.4)	519(23.5)	40(1.8)	147(6.7)	75(3.4)	83(3.8)	107(4.9)	81(3.7)	140(6.3)	267(12.1)	384(17.4)	2,206(100)
16年度		421(13.9)	53(1.8)	873(28.8)	60(2.0)	137(4.5)	75(2.5)	76(2.5)	128(4.2)	93(3.1)	170(5.6)	375(12.4)	565(18.7)	3,026(100)
17年度		412(13.1)	39(1.2)	825(26.2)	58(1.8)	90(2.9)	56(1.8)	83(2.6)	106(3.4)	84(2.7)	219(7.0)	350(11.1)	824(26.2)	3,146(100)

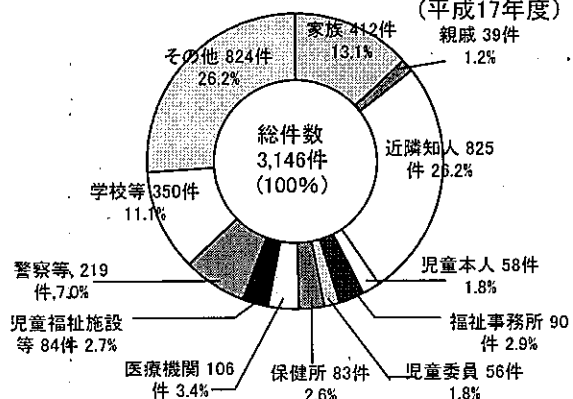
虐待している人

(平成17年度)



虐待相談の経路

(平成17年度)



## 東京都における一時保護の状況

### 1 一時保護所及び一時保護委託における一日平均保護児童数

(単位:日、人)

	平成15年度 (366日)	平成16年度 (365日)	平成17年度 (365日)	平成18年度 (12月末) (275日)
一時保護 保護延べ日数	41,474	47,645	49,026	40,315
一時保護委託 保護延べ日数	5,441	6,835	9,934	8,799
一時保護所 一日平均保護児童数	113	130	135	147
一時保護委託 一日平均保護児童数	15	19	27	32
合計 一日平均保護児童数	128	149	162	179

※福祉保健局少子社会対策部計画課作成。

※一時保護所には、治療指導課への一時保護を含む。

### 2 一時保護所における平均保護日数

	平成15年度	平成16年度	平成17年度		平成18年度
			(4~1月まで)	(2~3月まで)	
一時保護所 定員	128人	128人	128人	136人	144人
年間保護延日数	40,184日	45,820日	46,890日		47,733日
入所率	85.8%	98.1%	99.4%		99.2%
平均保護日数	28.7日	29.6日	31.2日		34.6日

※福祉保健局少子社会対策部計画課作成。

※治療指導課への一時保護は除く。

※平成18年度の年間保護延日数及び入所率はH19.2月末現在の数値である。

※平成18年度の平均保護日数はH19.12月末現在の数値である。

# 児童福祉司について

## 1 任用

### (1) 児童福祉司の任用資格（児童福祉法第13条第2項）

- 第1号 厚生労働大臣指定養成施設卒業、又は厚生労働大臣指定講習会を修了
- 第2号 大学において心理学・教育学・社会学を修めて卒業し、厚生労働省令指定施設に1年以上勤務
- 第3号 医師
- 第3の2号 社会福祉士
- 第4号 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事
- 第5号 前各号と同等以上の能力を持ち児童福祉司として必要な学識経験を有する者

#### 【東京都における児童福祉司の任用】

平成12年度～ 庁内公募制人事制度による任用

平成16年度～ 民間人の任期付採用実施

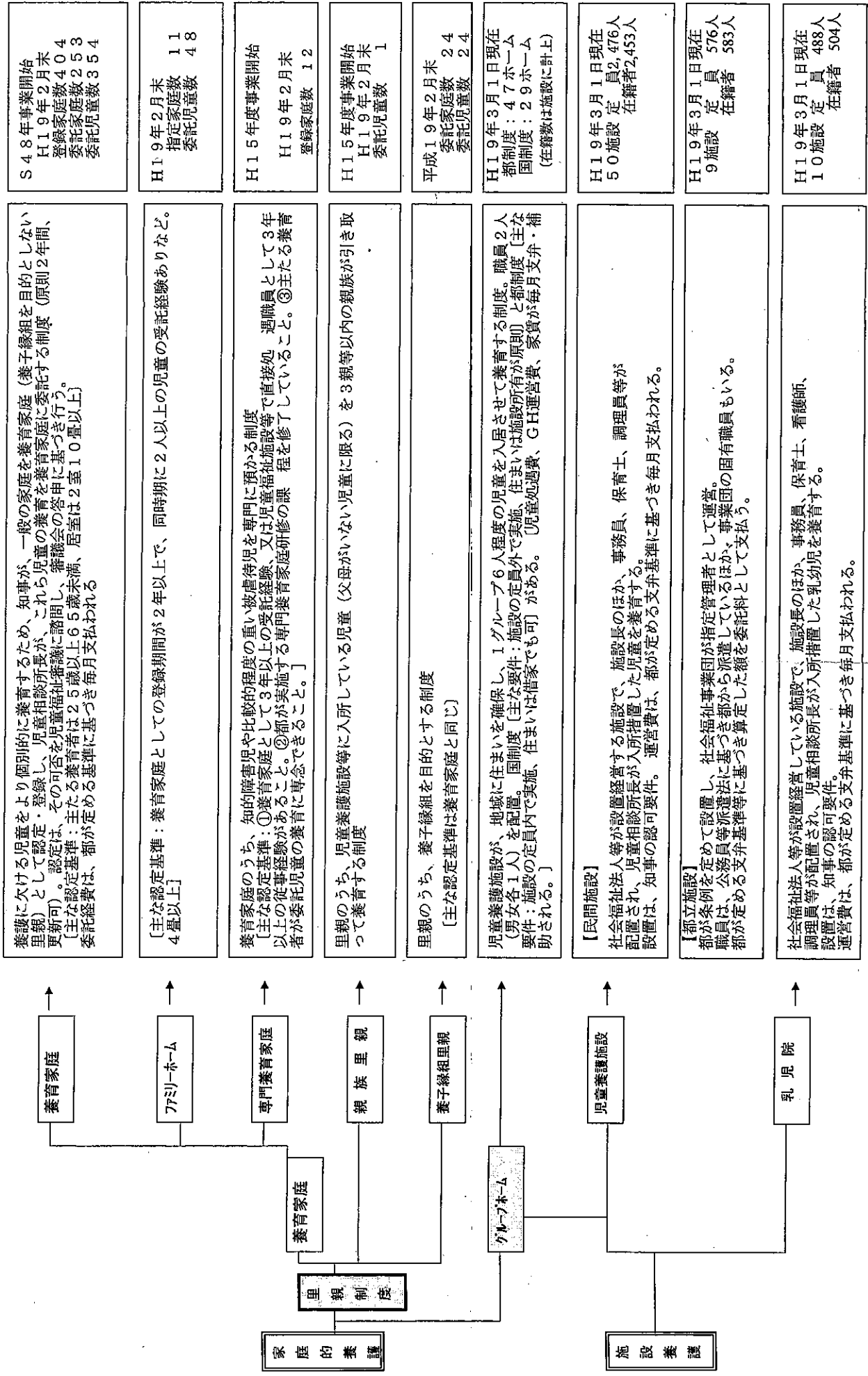
### (2) 児童相談所長の任用資格（児童福祉法第12条の3第2項）

- 第1号 精神保健に関し学識経験を持つ医師
- 第2号 大学において心理学を修めて卒業
- 第2の2号 社会福祉士
- 第3号 児童福祉司経験2年以上、又は児童福祉司の任用資格を得た後2年以上児相に勤務
- 第5号 前各号と同等以上の能力を持ち児童相談所長として必要な学識経験を有する者

## 2 東京都の現行児童福祉司定数（平成19年度）

159人

# 東京都における社会的養護の体系

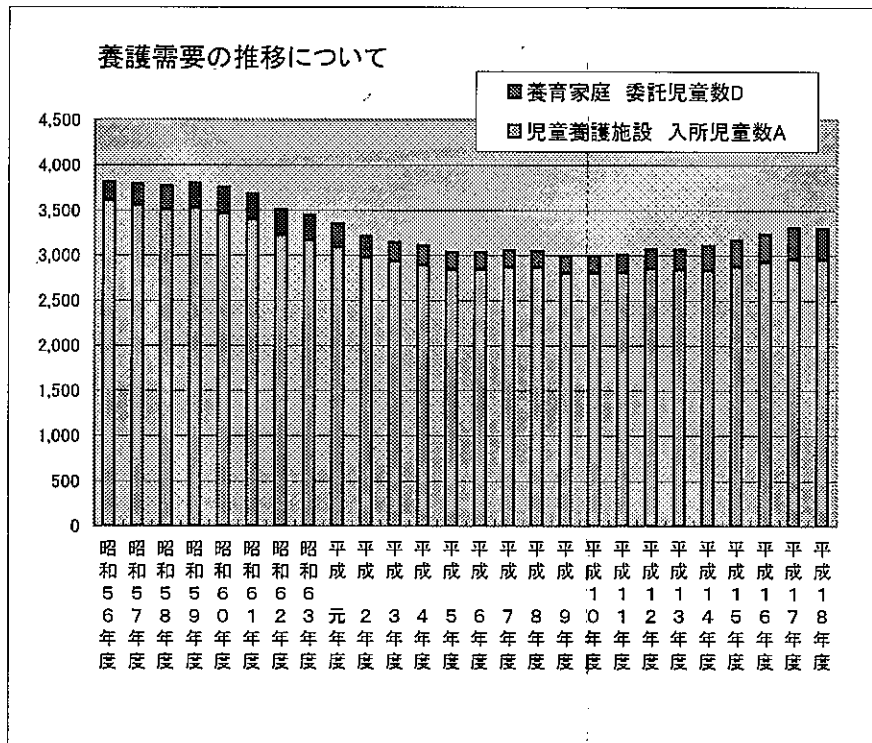


## 東京都における養護需要の推移について(児童養護施設・養育家庭)

	児童養護施設			養育家庭				措置児童数計 A+D
	定員	入所児童数A	入所率	登録家庭数B	委託家庭数C	委託率C/B	委託児童数D	
昭和56年度	3,909	3,606	92.2%	230	161	70.0%	207	3,813
昭和57年度	3,876	3,558	91.8%	239	166	69.5%	231	3,789
昭和58年度	3,864	3,507	90.8%	249	182	73.1%	263	3,770
昭和59年度	3,828	3,519	91.9%	259	190	73.4%	276	3,795
昭和60年度	3,818	3,462	90.7%	273	204	74.7%	295	3,757
昭和61年度	3,765	3,394	90.1%	276	201	72.8%	288	3,682
昭和62年度	3,741	3,225	86.2%	270	199	73.7%	283	3,508
昭和63年度	3,596	3,166	88.0%	270	198	73.3%	279	3,445
平成元年度	3,536	3,086	87.3%	257	191	74.3%	263	3,349
平成2年度	3,424	2,973	86.8%	245	178	72.7%	240	3,213
平成3年度	3,397	2,932	86.3%	240	161	67.1%	210	3,142
平成4年度	3,382	2,890	85.5%	221	162	73.3%	216	3,106
平成5年度	3,348	2,841	84.9%	201	144	71.6%	197	3,038
平成6年度	3,129	2,840	90.8%	201	140	69.7%	195	3,035
平成7年度	3,045	2,869	94.2%	201	141	70.1%	185	3,054
平成8年度	3,036	2,864	94.3%	205	132	64.4%	179	3,043
平成9年度	3,031	2,800	92.4%	220	138	62.7%	195	2,995
平成10年度	2,967	2,799	94.3%	215	141	65.6%	198	2,997
平成11年度	2,936	2,809	95.7%	237	145	61.2%	201	3,010
平成12年度	2,893	2,854	98.7%	294	154	52.4%	211	3,065
平成13年度	2,899	2,842	98.0%	308	168	54.5%	224	3,066
平成14年度	2,912	2,832	97.3%	318	194	61.0%	278	3,110
平成15年度	3,009	2,872	95.4%	339	195	57.5%	300	3,172
平成16年度	2,989	2,921	97.7%	355	224	63.1%	316	3,237
平成17年度	3,024	2,959	97.9%	386	250	64.8%	349	3,308
平成18年度	3,052	3,036	99.5%	404	253	62.6%	354	3,390

※児童養護施設は各年度3月1日現在、養育家庭は各年度3月31日現在

※平成18年度は、児童養護施設は平成19年3月1日現在、養育家庭は平成19年2月末日現在



# 東京都における入所児童等の学年別児童数

(単位：人)

区分		児童養護施設	里親	児童自立支援施設		計	
					家裁送致		
未就学		592	128	0	0	720	
小学生	1年	158	28	0	0	186	
	2年	205	28	0	0	233	
	3年	191	24	0	0	215	
	4年	250	22	5	0	282	
	5年	213	16	8	1	245	
	6年	236	22	7	0	272	
中学生	1年	220	17	24	1	286	
	2年	248	22	57	11	395	
	3年	240	21	92	26	471	
高校生	全日制	1年	166	19	1	1	188
		2年	145	12	1	0	159
		3年	132	15	1	0	149
	定時制	1年	4	0	1	0	6
		2年	0	0	0	0	0
		3年	5	0	0	0	5
		4年	9	2	0	0	11
	通信制	1年	0	1	0	0	1
		2年	1	0	0	0	1
		3年	0	0	0	0	0
		4年	0	0	0	0	0
	高等専門学校		1	0	0	0	1
専修学校・各種学校		2	2	1	0	6	
職業訓練校		3	0	0	0	3	
その他の中卒児童（就職等）		15	2	7	2	33	
計		3,036	381	205	41	3,868	

※平成19年3月1日現在

※児童自立支援施設の「家裁送致」欄は、少年法第18条第2項及び第24条第2号によって送致された児童の数の再掲。



## 東京都の児童養護施設の概要

目的 及び 対象者	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。  <div style="text-align: right;">(児童福祉法第41条)</div>
入所の決定	児童相談所長が、児童の親権者の同意又は家庭裁判所の承認を得て入所させる。  <div style="text-align: right;">(児童福祉法第27条、28条、32条)</div>
設置者	国、都道府県、市町村、社会福祉法人等 (児童福祉法第35条) *児童福祉法上では誰でも設置可能であるが、社会福祉法では国、地方公共団体又は社会福祉法人を原則としている。 (社会福祉法第60条)
設備等の条件	居室、調理室、浴室及び便所の設置 居室一人当たりの面積は3.3㎡以上 児童指導員、嘱託医、保育士、調理員の配置  <div style="text-align: right;">(児童福祉施設最低基準第41条、42条)</div>

### <定員及び在籍数>

(平成19年3月1日現在)

設置主体	施設数	定員	在籍数	入所率
都立	9ヶ所	576人	583人	101.2%
私立	都内	2,265人	2,252人	99.4%
	都外	211人	201人	95.3%
計	59ヶ所	3,052人	3,036人	99.5%

\*定員は、暫定定員を設定している施設は、その暫定定員数である。

### <年度別在籍児童数の推移>

(単位：人%)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
定員	2,912	3,009	2,989	3,024	3,052
在籍数	2,832	2,872	2,921	2,959	3,036
入所率	97.3	95.4	97.7	97.9	99.5

\*各年度3月1日現在

## 東京都の乳児院の概要

目的 及び 対象者	保護者のいない乳幼児や保護者の疾病等の理由により、保護者による養育が困難又は不適當な場合には乳幼児を入所させて、健全な発育促進とその人格形成を目的として養育し、あわせて退所後の支援を行う。 (児童福祉法第37条)
入所の決定	児童相談所長が、児童の親権者の同意又は家庭裁判所の承認を得て入所させる。 (児童福祉法第27条、28条、32条)
設置者	国、都道府県、市町村、社会福祉法人等 (児童福祉法第35条) * 児童福祉法上では誰でも設置可能であるが、社会福祉法では国、地方公共団体又は社会福祉法人を原則としている。 (社会福祉法第60条)
設備等の条件	寝室、観察室、診察室、病室、ほふく室、調理室、浴室及び便所の設置 寝室及び観察室の面積は、それぞれ乳児一人につき1.65㎡以上 小児科の診療に相当の経験を有する医師又は嘱託医、看護師、栄養士、調理員の配置 (児童福祉施設最低基準第19条、第21条)

### <定員及び在籍数>

(平成19年3月1日現在)

設置主体	施設数	認可定員 (暫定定員)	在籍数	入所率
私立	10か所	537人 (488人)	504人	93.9% (103.3%)

\* 暫定定員とは、定員と現員との開差が10%を超えるものについては、当該年度に取り扱う定員を暫定的に設定するものである。

### <年度別在籍児童数の推移>

(各年度3月1日現在)

年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
定 員	567人	567人	567人	537人	537人
在 籍 数	495人	436人	421人	487人	504人
入 所 率	87.3%	76.9%	74.3%	90.7%	93.9%

\* 在籍数は、他縣市からの割愛児童数は除いている。

## 東京都における里親制度の概要

種別	制度の内容	主 要 件	実 績 (平成19年2月末)
養育家庭	<p>a 養子縁組を目的とせず、期間を定めて、養育家庭に委託し、養育する。</p> <p>b 児童相談所が中心となって、関係機関と連携し、養育家庭の見守りと制度の普及啓発を行う。</p> <p>c 各種の研修を行ない、養育力の向上を図る。</p>	<p>a 養子縁組を目的としないこと。</p> <p>b 主たる養育者が、25歳以上65歳未満で配偶者がいること。ただし、短期条件付・レスパイト限定養育家庭は、65歳以上であっても申込可。(配偶者がいない場合には、一定の要件を備え、起居を共にする20歳以上の子又は父母がいること。)</p> <p>c 居室が、2室10畳以上であること。</p>	登録家庭数 404 委託児童数 354
専門養育家庭	<p>一定の専門的ケアを必要とする被虐待児や知的障害児を、期間を定めて、専門養育家庭に委託し、養育する。</p>	<p>a 養育家庭として3年以上の受託経験、または児童養護施設若しくは乳児院で直接処遇職員として3年以上の従事経験があること。</p> <p>b 都が実施する専門養育家庭研修の課程を修了していること。</p> <p>c 主たる養育者が、養育に専念すること。</p>	登録家庭数 12 委託児童数 0
養子縁組里親	<p>a 養子縁組を目的として、養子縁組里親に委託し、養育する。</p> <p>b 6か月程度の委託期間を経て、養子縁組の手続きをとる。</p>	<p>a 養子縁組を目的とすること。</p> <p>b 25歳以上50歳未満で婚姻していること。</p> <p>c 居室が、2室10畳以上であること。</p>	登録家庭数 147 委託児童数 24
親族里親	<p>当該児童と三親等以内の親族に委託し、養育する。</p>	<p>当該児童と三親等以内の親族であること。</p>	認定家庭数 2 委託児童数 1
	<p>(児童の要件) 次の全ての要件を満たしていること。</p> <p>ア 両親その他児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態になったことにより、これらの者による養育が期待できないこと。</p> <p>イ 現に、児童養護施設、乳児院若しくは一時保護所に入所し、当該入所の前に、当該児童と生計を一にしていない親族に引き取られること。</p>		
ファミリーホーム	<p>養育家庭のうち、一定の要件を備えた家庭を指定し、同時期に4人から6人の児童を委託し、養育する。</p>	<p>a 養育家庭としての一定の受託経験、又は児童養護施設等での実務経験があること。</p> <p>b 居室が4室24畳以上であること。</p>	登録家庭数 11 委託児童数 48 (注)養育家庭の再掲

東京都における登録家庭・委託児童等の状況(各年度末)

年度		8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18*	備考
養育家庭	新規登録家庭	32	46	32	55	93	64	84	64	53	62	44	17年度は内再登録2件
	登録家庭計 A	205	220	215	237	294	308	318	339	355	386	404	
	委託家庭 B	132	138	141	145	154	168	194	195	224	250	253	
	委託児童	179	195	198	201	211	224	278	300	316	349	354	

養子縁組里親	新規登録家庭	64	55	51	44	36	39	53	47	40	50	54	
	登録家庭計 A	121	116	111	93	79	78	90	101	110	124	147	
	委託家庭 B	35	19	36	34	23	19	25	26	25	28	24	
	委託児童	37	21	39	36	25	21	27	27	26	29	24	

専門養育家庭	新規登録家庭	-	-	-	-	-	-	-	8	1	0	4	
	登録家庭計 A	-	-	-	-	-	-	-	8	9	8	12	
	委託家庭 B	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	
	委託児童	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	

(注)専門養育家庭の登録数は、養育家庭の登録数の再掲である。

親族里親	新規認定家庭	-	-	-	-	-	-	-	2	0	1	1	
	認定家庭	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	
	委託家庭	-	-	-	-	-	-	-	0	1	2	1	
	委託児童	-	-	-	-	-	-	-	0	1	2	1	

※18年度は2月末時点速報値

## 東京都の養護児童グループホームの概要

区 分	施設分園型グループホーム	地域小規模型グループホーム	
目 的 及 び 対 象 者	その生育歴、性向等から判断して、小集団による個別処遇が望ましい児童に対し、本園施設から独立した地域社会の民間住宅等を活用し、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、より家庭的な環境の中で養護を実施することにより、児童の社会的自立の促進を支援する。		
事業開始	昭和60年4月1日 (昭和57～59年度試行実施)	平成14年10月1日 (国制度は平成12年10月1日)	
設 備 基 準	児童数	おおむね6人(施設定員内)	6人(施設定員とは別枠)
	住 居	自 己 所 有 又 は 借 家	
	職 員	児童指導員又は保育士の有資格者で原則として男女各1名 (必要に応じてその他職員を配置)	
	設 備	児童福祉施設最低基準に準ずること 児童居室は原則として一居室当たり2人までとすること 居間、食堂等入所児童が相互交流できる場所を確保すること	
多 様 な 運 営 形 態	高年齢児型	自立を控えた高年齢児童のみを対象としたグループホームを設置し、自立に向けた準備を集中的に支援する。 (16年度からモデル実施 2ヶ所)	
	サテライト型	施設定員の半数程度をグループホームで対応し、本体施設に生じたゆとりを活用し、処遇困難児の受入れを強化する。 (17年度から試行実施 19年度から専門機能強化型として2ヶ所)	
	児童自立支援 施設提携型	自立支援施設を退所し、高校等に進学した児童を対象としたグループホームを設置することにより、それら児童の自立を支援する。 (17年度から試行実施 1ヶ所)	

グループホーム設置状況 <平成19年3月1日現在>

1 設置施設<除：都外非独占> (単位：カ所)

施設総数	設置施設	未設置施設	設置率
55	33	22	60.0%

2 設置施設の設置状況 (単位：カ所)

区分	1カ所	2カ所	3カ所	4カ所	5カ所	6カ所	計
施設数	11	9	8	3	1	1	33
GHカ所数	11	18	24	12	5	6	76

3 実施形態別状況 (単位：カ所)

区 分	カ所数	自己所有	借家型
施設分園型	47	9	38
地域小規模型	29	11	18
合 計	76	20	56

平成18年度東京都におけるグループホーム指定施設一覧（19年3月1日現在）

箇所数	施設名	ホーム名	指定承認年月日 (事業開始年月日)	建物
施設分園型グループホーム（都事業）				
1	東京育成園	さくらホーム	平成16年4月1日	借家
2	バット博士記念ホーム	Gホーム	平成14年9月1日	借家
3	目黒若葉寮	グリーンハウス	平成3年4月1日	借家
4	朝陽学園	ナノハナホーム	平成17年4月1日	借家
5	福音寮	さくら寮	平成17年9月1日	借家
6	調布学園	かんな子供の家	昭和57年4月1日	借家
7	調布学園	深大寺子どもの家	平成14年9月1日	借家
8	砂町友愛園養護部	砂町ホーム	平成15年6月1日	借家
9	砂町友愛園養護部	北砂ホーム	平成16年7月1日	借家
10	武蔵野児童学園	ひまわりホーム	平成17年12月1日	借家
11	東京家庭学校	久我山ホーム	平成13年9月1日	借家
12	聖ヨゼフホーム	いずみの家	平成18年10月1日	借家
13	星美ホーム	ラウラハウス	平成18年2月1日	借家
14	まつば園	松の実ハウス	平成2年4月1日	借家
15	まつば園	若木ホーム	平成4年6月1日	借家
16	二葉学園	屋久杉	昭和61年4月1日	自己所有
17	二葉学園	すみれ	平成15年12月1日	借家
18	二葉学園	アスター	平成17年4月1日	借家
19	聖友学園	けやきホーム	平成16年7月1日	借家
20	東京恵明学園児童部	ひだまりの家	平成10年4月1日	借家
21	東京家庭学校	福生ホーム	平成18年2月1日	借家
22	暁星学園	ほきまホーム	昭和58年5月1日	自己所有
23	子供の家	子供の家第二分園	平成17年7月1日	借家
24	赤十字子供の家	エトワールフィユ山崎	平成14年2月1日	自己所有
25	福田会東京本院	恵比寿ホーム	平成8年4月1日	借家
26	至誠学園	日野の家	平成1年10月1日	自己所有
27	至誠学園	日野武番館	平成14年9月1日	借家
28	至誠学園	エンゼルハイム	平成6年7月1日	借家
29	至誠学園	五番館	平成18年4月1日	借家
30	至誠学園	レオ	平成18年3月1日	借家
31	こどものうち八栄寮	虹の家	平成2年3月1日	借家
32	エスオーエス子どもの村	光の家	平成1年4月1日	自己所有
33	エスオーエス子どもの村	横川星の家	平成16年10月1日	自己所有
34	希望の家	新小岩ホーム	平成2年8月1日	借家
35	東京育成園	マナの家	平成18年4月1日	借家
36	救世軍機恵子寮	エリヤ	平成18年4月1日	借家
37	調布学園	あおぞら子どもの家	平成18年4月1日	借家
38	まつば園	板橋中宿ホーム	平成18年4月1日	借家
39	聖フランシスコ子供寮	フランシスコの家	平成18年4月1日	借家
40	共生会希望の家	四つ木ホーム	平成18年4月1日	自己所有
41	生長の家神の国寮	樺の家	平成18年4月1日	借家
42	目黒若葉寮	オーク・ホーム	平成18年9月1日	借家
43	二葉学園	第五分園	平成18年10月1日	借家
44	福音寮	すみれ寮	平成18年10月1日	借家
45	希望の家	亀有ホーム	平成19年1月1日	自己所有
46	聖フランシスコ子供寮	ホーム・ジュセネ	平成19年2月1日	借家
47	生長の家神の国寮	さくらんぼの家	平成19年3月1日	自己所有

平成18年度東京都におけるグループホーム指定施設一覧（19年3月1日現在）

箇所数	施設名	ホーム名	指定承認年月日 (事業開始年月日)	建物
地域小規模型グループホーム（国事業）				
1	調布学園	富士見子どもの家	平成14年10月1日	自己所有
2	至誠学園	日野キッズ	平成14年10月1日	自己所有
3	二葉学園	コスモス	平成14年10月1日	自己所有
4	東京育成園	ヒソップホーム	平成16年3月1日	自己所有
5	朝陽学園	サクラホーム	平成16年9月1日	自己所有
6	共生会希望の家	奥戸ホーム	平成16年9月1日 (平成16年10月1日)	自己所有
7	聖フランシスコ子供寮	ホーム・フランシスコ	平成16年9月1日	自己所有
8	まつば園	大山東ホーム	平成16年9月1日	自己所有
9	子供の家	子供の家分園	平成16年9月1日	借家
10	目黒若葉寮	代沢ホーム	平成16年10月1日 (平成16年11月1日)	借家
11	聖ヨゼフホーム	たいよう	平成17年9月1日	借家
12	救世軍機恵子寮	ベテル	平成17年9月1日	借家
13	生長の家神の国寮	プラムフィールド	平成17年9月1日	自己所有
14	精舎児童学園	きりのは	平成17年9月1日	借家
15	錦華学園	くすの木	平成17年9月1日	借家
16	今井城学園	みずがき	平成17年9月1日	借家
17	砂町友愛園養護部	桂	平成17年9月1日	借家
18	武蔵野児童学園	すずらんホーム	平成17年9月1日	借家
19	星美ホーム	ステラハウス	平成17年9月1日	借家
20	東京家庭学校	浜田山ホーム	平成18年2月1日	借家
21	福音寮	かえで寮	平成18年3月1日	自己所有
22	東京サレジオ学園	縦の舎	平成18年3月1日	自己所有
23	バット博士記念ホーム	Fホーム	平成18年4月1日	借家
24	暁星学園	うめだホーム	平成18年4月1日	借家
25	東京恵明学園児童部	やまぼうしの家	平成18年4月1日	借家
26	カリタスの園小百合の寮	カリタスの家	平成18年4月1日	借家
27	エスオーエス子どもの村	高尾太陽の家	平成18年4月1日	借家
28	救世軍世光寮	グループホームオアシス	平成18年5月1日	借家
29	筑波愛児園	第一分園(三つ葉)	平成18年11月1日	借家

## 東京都の児童自立支援施設の概要

目的 及び 対象者	不良行為をした児童、又はそのおそれのある児童及び家庭環境その他の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。 (児童福祉法第44条)
入所の決定	児童相談所長が、児童の親権者の同意を得又は家庭裁判所の審判による保護処分としての送致決定により入所させる。 (児童福祉法第27条、28条、32条) (少年法第24条)
設置者	国、都道府県、市町村、社会福祉法人等 (児童福祉法第35条) *都道府県の設置の義務 (児童福祉法施行令第36条)
設備等の条件	居室、調理室、浴室及び便所の設置 居室一人当たりの面積は3.3㎡以上 児童自立支援専門員、児童生活支援員、嘱託医、栄養士、調理員の配置 学科指導に必要な設備は学校教育法に定める小学校、中学校の基準に準じて設ける。 (児童福祉施設最低基準第79条、80条)

### <定員及び在籍数>

(平成19年3月1日現在)

施設名	定員	在籍数	入所率
誠明学園	154人	135人	87.7%
萩山実務学校	84人	70人	83.3%
合計	238人	205人	86.1%

### <年度別在籍児童数の推移>

(単位：人%)

年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
定員	224	224	224	238	238
在籍数	185	208	214	201	205
入所率	82.6	92.9	95.5	84.5	86.1

\*各年度3月1日現在



## 東京都の自立援助ホームの概要

目的 及び 対象者	児童養護施設の退所児童等であって、義務教育終了後就職した児童に対して、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うこと等によりそれらの児童の社会的自立と豊かな人間性の形成に寄与することを目的とする。  (児童福祉法第6条の2第11項)	
基 準	設置経 営主体	児童福祉事業に豊かな経験と熱意を有する社会福祉法人等
	定員	おおむね6名から20名
	設 備	児童福祉施設最低基準に準ずる。 児童居室は、1居室当りおおむね2名までとする。
	職 員	おおむね児童6名に対し専任職員1名
業 務 内 容	1 児童をホームに入所させ、次のような指導を行う。 ア 余暇の活用、金銭の使途等の日常生活についての援助、指導 イ 就労への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助、指導 ウ 健康管理の指導、その他必要な援助及び生活指導  2 児童からの各般の相談に応じ、帰宅先に困窮している児童に一時的に宿泊所を提供する。  3 職場開拓、企業啓発等の活動を通じ、児童を安定した職業に就かせるための援助、指導  4 児童の家庭状況に応じた家庭環境の調整  5 必要に応じて児童相談所等関係機関との連携	

### <施設の状況>

(平成19年3月1日現在)

区 分	施 設 数	定 員	在 籍 数	入 所 率
20人ホーム	2ヶ所	40人	28人	70.0%
6人ホーム	10ヶ所	60人	47人	78.3%
計	12ヶ所	100人	75人	75.0%

## 東京都の自立援助ホーム一覧 (H19.4.1 現在)

運 営 主 体	名 称 (定 員)	事業開始年月日	住 所
社会福祉法人 青少年福祉センター	新 宿 寮 (男子20)	昭和33年 8月15日	〒161-0032 新宿区中落合 1-6-22
	清 周 寮 (女子20)	昭和49年12月24日	〒121-0064 足立区保木間 2-18-15
	お う ぎ 寮 (男女6)	平成17年 1月 1日	〒123-0873 足立区扇 1-12-20
社会福祉法人 青少年と共に歩む会 〔事務局：03-3304-4702〕 〔世田谷区桜上水 1-27-11〕	三 宿 憩 い の 家 (男女6)	昭和42年 9月 1日	〒154-0005 世田谷区三宿 2-36-16
	祖 師 谷 憩 い の 家 (男女6)	平成 7年 4月 1日	〒157-0072 世田谷区上祖師谷 3-3-15
社会福祉法人 礼拝会	聖家族寮ミカエラホーム (女子6)	昭和61年 4月 1日	〒177-0035 練馬区南田中 2-2-4
社会福祉法人 子供の家	あ す な ろ 荘 (男女6)	昭和63年 4月 1日	〒204-0022 清瀬市松山 3-12-14
特定非営利活動法人 三宝会	自立援助ホーム元気さん (男女6)	平成16年 4月 1日	〒197-0011 福生市福生 2169
特定非営利活動法人 愛甲福祉会	あ い こ う (男子6)	平成17年 4月 1日	〒194-0032 町田市本町田 3599-79
特定非営利活動法人 カリヨン子どもセンター	カリヨンとびらの家 (男子6)	平成17年 4月15日	〒186-0013 国立市青柳 1-12-14
	カリヨンタヤけ荘 (女子6)	平成18年 3月 1日	〒133-0056 江戸川区南小岩 3-8-10
社会福祉法人 ミッドナイトミッションのぞみ会	マ ナ の 家 (女子6)	平成18年 4月 1日	〒168-0064 杉並区永福 2-33-8

## 東京都における児童養護施設等被虐待児童数

出典:平成16年厚生労働省調査

「児童福祉施設に入所中の被虐待児童の数について(平成16年2月1日現在)」より

### ○児童養護施設

(単位:人)

	施設数	入所児童数	措置時の被虐待児童数	入所後の被虐待児童数	計	被虐待児入所割合
都立	10	568	178	194	372	65.5%
民間	41	2,078	528	601	1,129	54.3%
合計	51	2,646	706	795	1,501	56.7%

### ○自立支援施設

(単位:人)

施設数	入所児童数	措置時の被虐待児童数	入所後の被虐待児童数	計	被虐待児入所割合
2	206	13	98	111	53.9%

### ○乳児院

(単位:人)

施設数	入所児童数	措置時の被虐待児童数	入所後の被虐待児童数	計	被虐待児入所割合
10	400	87	32	119	29.8%

平成18年度児童養護施設における心理療法実施施設指定一覧

(東京都)

番号	指定施設名	経営主体	心理療法担当職員 保護単価適用状況	心理療法事業開始年月日
01	東京育成園	社会福祉法人 東京育成園	常勤的非常勤	平成14年4月1日
02	救世軍機恵子寮	社会福祉法人 救世軍社会事業団	常勤的非常勤	平成14年4月1日
03	目黒若葉寮	社会福祉法人 愛隣会	常勤的非常勤	平成14年4月1日
04	朝陽学園	社会福祉法人 朝陽学園	常勤的非常勤	平成14年4月1日
05	調布学園	社会福祉法人 六踏園	常 勤	平成14年4月1日
06	砂町友愛園養護部	社会福祉法人 砂町友愛園	常勤的非常勤	平成14年4月1日
07	聖ヨゼフホーム	社会福祉法人 クリストロア会	常勤的非常勤	平成14年4月1日
08	まつば園	社会福祉法人 松葉の園	常勤的非常勤	平成14年4月1日
09	二葉学園	社会福祉法人 二葉保育園	常勤的非常勤	平成14年4月1日
10	聖友学園	社会福祉法人 聖友ホーム	常勤的非常勤	平成14年4月1日
11	救世軍世光寮	社会福祉法人 救世軍社会事業団	常勤的非常勤	平成14年4月1日
12	子供の家	社会福祉法人 子供の家	非 常 勤	平成14年4月1日
13	至誠学園	社会福祉法人 至誠学舎立川	常勤的非常勤	平成14年4月1日
14	東京恵明学園児童部	社会福祉法人 東京恵明学園	常 勤	平成14年4月1日
15	こどものうち八栄寮	社会福祉法人 同胞援護婦人連盟	常 勤	平成14年4月1日
16	共生会希望の家	社会福祉法人 共生会	常勤的非常勤	平成14年4月1日
17	武蔵野児童学園	社会福祉法人 武蔵野会	非 常 勤	平成14年4月1日
18	興望館省掛学荘	社会福祉法人 興望館	常勤的非常勤	平成14年4月1日
19	筑波愛児園	社会福祉法人 筑波会	常 勤	平成15年4月1日
20	福音寮	社会福祉法人 福音寮	常勤的非常勤	平成15年4月1日
21	福田会東京本院	社会福祉法人 福田会	常勤的非常勤	平成15年4月1日
22	赤十字子供の家	日本赤十字社	常勤的非常勤	平成15年4月1日
23	ベトレーム学園	社会福祉法人 慈生会	常勤的非常勤	平成16年4月1日
24	東京サレジオ学園	社会福祉法人 東京サレジオ学園	常勤的非常勤	平成16年4月1日
25	バット博士記念ホーム	社会福祉法人 基督教児童福祉会	常 勤	平成16年4月1日
26	星美ホーム	社会福祉法人 扶助者聖母会	常勤的非常勤	平成16年4月1日
27	曉星学園	社会福祉法人 清友会	常 勤	平成16年4月1日
28	聖フランシスコ子供寮	社会福祉法人 お告げのフランシスコ姉妹会	常勤的非常勤	平成16年4月1日
29	エスオーエスコどもの村	社会福祉法人 エスオーエスコどもの村	常 勤	平成16年4月1日
30	今井城学園	社会福祉法人 天使園	常 勤	平成16年4月1日
31	若草寮	社会福祉法人 わかくさ会	常 勤	平成16年4月1日
32	杉並学園	社会福祉法人 光明会杉並学園	常勤的非常勤	平成17年4月1日
33	錦華学院	社会福祉法人 錦華学院	常勤的非常勤	平成17年4月1日
34	カリタスの園小百合の寮	社会福祉法人 カリタスの園	常 勤	平成17年4月1日
35	れんげ学園	社会福祉法人 蓮花苑	常 勤	平成17年4月1日
36	クリスマスヴィレッジ	社会福祉法人 -友興会	常 勤	平成17年4月1日
37	東京家庭学校	社会福祉法人 東京家庭学校	常 勤	平成18年4月1日
38	精舎児童学園	社会福祉法人 諸岳会	常 勤	平成18年4月1日
39	東京愛育苑向島学園	社会福祉法人 東京愛育苑	非 常 勤	平成18年4月1日

平成18年度児童養護施設における心理療法実施施設指定一覧

(東京都)

番号	指定施設名	経営主体	心理療法担当職員 保護単価適用状況	心理療法事業開始年月日
40	東京都むさしが丘学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成14年4月1日
41	東京都石神井学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日
42	東京都船形学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日
43	東京都勝山学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日
44	東京都八街学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日
45	東京都小山児童学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日
46	東京都片瀬学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日
47	東京都品川景德学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日
48	東京都伊豆長岡学園	東京都社会福祉事業団	常勤的非常勤	平成17年4月1日

	施設数
常勤	14
常勤的非常勤	31
非常勤	3
計	48

## 東京都における専門機能強化型児童養護施設の概要

目 的	<p>治療的・専門的ケアが実施出来る体制を整備し問題を有する児童の自立を促進する「専門機能強化型児童養護施設(基幹施設)」の設置(位置付け)を行い、問題を抱えた児童の入所が増加に対応するとともに、児童の自立促進を図る。</p>
実施方法	<p>「専門機能強化型児童養護施設(基幹施設)」として、児童養護施設からの申請に基づき、都が指定し、当該施設において治療的・専門的ケアによる児童の養育を行なう。</p>
事業内容	<p>専門機能強化型児童養護施設を位置付けし、以下の機能強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本体施設において、問題を抱えた児童の積極的な受入れ対応を行う。(施設本体の専門機能を強化)</li> <li>○ 精神科医師等との連携により処遇職員の個別ケア能力の向上を図る。(処遇職員の専門的・個別的処遇能力の向上)</li> <li>○ 児童相談所と連携した治療的・専門的ケアを行い児童の自立を促進する。(入所児童の自立促進強化)</li> <li>○ 施設が設置する複数のグループホームに対する専門的な支援の実施を行う。(グループホーム支援の強化)</li> <li>○ グループホームと本園との連絡調整、グループホーム間調整の実施(グループホームの機能強化)</li> <li>○ 先駆的な個別ケア・専門的ケアの実施・情報提供(新たに、他児童養護施設支援機能を付加)</li> </ul> <p><b>【加算額】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1施設 6,167千円</li> </ul> <p><b>【加算内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 非常勤精神科医師の配置(児童の医学的診断・治療指導)  <math>\text{③4,100(日額)} \times \text{週1回} \times \text{52週} = 1,773,200 \text{円}</math></li> <li>○ 情緒障害児への治療・指導職員の配置  <math>\text{①6,900(日額)} \times \text{週5日} \times \text{52週} = 4,394,000 \text{円}</math></li> </ul>
規 模	平成19年度は、2施設
19年度予算	12,335千円
事業開始	平成19年4月1日
根拠規程	東京都専門機能強化型児童養護施設制度実施要綱
所 管	育成支援課児童施設係

## 東京都児童相談センター 治療指導課の概要

事業内容	
定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宿泊 16名</li> <li>○通所 宿泊と合わせて20名程度</li> </ul>
各事業の対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○治療指導事業（通所・宿泊）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・情緒的問題で不応状態にある児童とその保護者（被虐待による心の傷、不登校、家庭的暴力、乱暴、低年齢非行など）</li> <li>・施設不調、養育家庭不調の児童（※宿泊治療指導児童のほぼ三分の一を占める）</li> </ul> </li> <li>○被虐待児の一時保護事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療的なかかわりを要する被虐待児童</li> </ul> </li> <li>○家族再統合のための援助事業（通所）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設入所又は養育家庭委託中の被虐待児童及びその保護者と家族</li> <li>・在宅中の被虐待児童及びその保護者と家族</li> </ul> </li> <li>○施設巡回支援事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設入所中の児童</li> </ul> </li> </ul>
対象児童年齢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宿泊治療指導 ⇒ 小・中学生を主にする。</li> <li>○一時保護、通所 ⇒ 高校生年令の児童まで</li> </ul>
入所期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宿泊 32.5日（平成17年度）</li> <li>○通所 10.2日（平成17年度）</li> <li>○一時保護 45.8日（平成17年度）</li> </ul>
人員配置 （職員構成）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成19年度定数（現員）H19.4.1現在</li> <li>医師3名（3）</li> <li>心理5名（6）</li> <li>福祉4名（5）</li> <li>事務1名（1）</li> <li style="text-align: right;">合計13名（15）</li> </ul>

# 児童福祉関係従事者に対する研修実施一覧

## (1) 児童相談所職員等に対する研修

実施機関	研修名	対象者	期間	規模
子どもの虹情報 研修センター (平成19年度)	新任の児童相談所長研修	児童相談所長	3日間	60名
	児童虐待に携わる医師への専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師等	2日間	30名
	児童福祉司・児童心理司等合同研修	児童福祉司・児童心理司等	4日間	60名
	児童虐待対応等基礎研修	学校、保育所、幼稚園、障害児施設、病院等で子どもと家族に関わる者	2日間	80名
	地域虐待対応等合同研修	都道府県や市町村において子どもの虐待防止等に携わる職員	2日間	①60名 ②80名 ③80名 ④80名 ⑤80名
	地域虐待対応等合同研修〈アドバンスコース〉	都道府県や市町村において子どもの虐待防止等に携わる職員でより高度な知識・実務を学びたい者	3日間	60名
	治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	4日間	60名
	テーマ別研修	研修テーマに関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にある者	3日間	①80名 ②80名
	スーパーバイザー研修	児童相談所で指導的立場にある職員(スーパーバイザー)で、児童相談所に5年以上勤務し、より高度な知識・実務を学びたい者	4日間	60名
国立武蔵野学院 (平成19年度)	思春期問題対応関係機関職員研修	思春期問題対応関係機関職員	3日間	30名
	一時保護所職員研修	一時保護所児童指導員・保育士	3日間	30名×2回
	里親対応関係機関職員研修	児童相談所当里親対応担当職員	3日間	30名
東京都児童相談センター (平成19年度)	新任研修	新任児童相談所長、新任児童福祉司、新任児童心理司、一時保護所新任職員、新任相談事務職員等	/	対象者
	専門研修	所長、児童福祉司(初級、中級、上級)、児童心理司、一時保護所職員、電話相談員等	/	対象者



# 児童福祉関係従事者に対する研修実施一覧

## (2) 施設職員等に対する研修

実施機関	研修名	対象者	期間	規模
子どもの虹情報研修センター (平成19年度)	新設情緒障害児短期治療施設職員研修	新設情緒障害児短期治療施設職員	3日間	30名
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で指導的立場にある主任指導員・個別対応職員・主任保育士・家庭支援専門相談員等	4日間	60名
	治療機関・施設専門研修	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる職員	4日間	60名
	児童福祉施設指導者合同研修	児童福祉施設で指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等で施設経験5年以上の者	3日間	60名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で指導的立場にある主任保育士、家庭支援専門相談員等	4日間	60名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	3日間	60名
	児童福祉施設等職員地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家庭の援助に携わる職員	随時	①30名 ②30名
国立武蔵野学院 (平成19年度)	児童自立支援施設新任施設長研修	児童自立支援施設施設長	3日間×2回	30名
	児童自立支援施設新任職員研修(短期)	児童自立支援専門員	3か月間	15名×4回
	児童自立支援施設新任職員研修(実習)	児童自立支援専門員	3か月間	10名
	スーパーバイザー研修	スーパーバイザーまたは指導者的立場にある者	3か月間	30名
	中堅職員研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上の者	4か月間	30名
	児童自立支援専門員・児童生活支援員研修	児童自立支援専門員・児童生活支援員職経験が5年以上の者	4か月間	30名
	学科指導関係職員研修	児童自立支援施設で学科指導に関わっている教員・職員等	4か月間	30名
	思春期問題対応関係機関職員	思春期問題対応関係機関職員	3日間	30名
東京都社会福祉協議会児童部会 (平成17年度実績)	児童養護施設新任職員研修	新任児童養護施設職員	4日間	70名
	児童養護施設施設長研修	児童養護施設施設長	1日間	
	ステップアップトレーナー養成講座(平成16年度)	児童養護施設職員	6日間	35名
	テーマ別研修	児童養護施設職員	随時	各30名程度

児童福祉関係事業従事者に対する  
研修の実施状況について

福祉保健局生活福祉部

地域福祉推進課

## 目 次

第1	概況	1
第2	施設サービス事業者における研修	2
第3	民間等研修機関	14
第4	その他	15

## 第1 概況

### 1 はじめに

都においては、「利用者本位の新しい福祉」を実現するため「福祉改革」を推し進めており、児童福祉分野でも、大都市特有の保育ニーズに対応するため平成13年度に都独自の認証保育所制度を創設、また平成15年度には虐待防止などの機能の一部を担う「先駆型子ども家庭支援センター事業」を創設するなど、子どもと家庭をめぐる新たな課題に対応するため様々な施策を展開している。

人材確保・養成については、原則として事業者の責任であるとする方針（平成14年3月「新しい福祉における福祉人材のあり方について」報告）に従い、東京都、民間研修機関、サービス提供事業者がそれぞれの役割に応じて福祉人材の養成を行っている。

このたび、児童福祉関係事業従事者に対する研修の実態を把握するため、事業者、民間研修機関等に対してアンケート調査を実施した。

### 2 調査目的

都内における児童福祉関係施設・事業所における研修の実施状況を把握するとともに、今後の福祉人材対策の施策構築等の参考に資することを目的とする。

### 3 調査対象及び方法

#### (1) 調査対象

児童福祉法に定める児童養護施設、保育所及び認証保育所事業の従事者及び管理者を対象に平成17年度（但し区市については平成16年度）に実施した研修。但し、一般市民向け研修など事業従事者を主たる対象としていない研修は除く。

#### (2) 調査方法

##### ① 児童福祉法に基づく施設サービス事業者及び認証保育所事業者

児童養護施設、保育所（公立を除く）、認証保育所については、977事業者（社会福祉施設一覧（平成17年10月1日現在）による）から約2割相当の210事業者を任意抽出して、調査票を郵送配付・回収。

##### ② 民間等研修機関

- 区市及び区市町村社会福祉協議会については全件調査票を郵送配付・回収（介護保険関係事業従事者の調査時に実施）。
- 東京都社会福祉協議会に対して調査票を郵送配付・回収（介護保険関係事業従事者の調査時に実施）。
- 社会福祉法人日本保育協会、東京都認証保育所協会に対して調査票を郵送配付・回収。

なお、回収率については、区市については100%、他については別紙1のとおり。

民間研修実態調査回答状況

(別紙1)

	事業所種別	事業者数	調査依頼数	回収見込	調査回答数	回収率
施設等事業者	児童養護施設	56	20	12	13	65.0%
	保育所（公立は除く）	629	130	70	74	56.9%
	認証保育所	292	60	30	34	56.7%
	計	977	210	112	121	57.6%
研修実施事業者	社会福祉法人日本保育協会	1	1	1	1	100.0%
	東京都認証保育所協会	1	1	1	1	100.0%
	合計	979	212	114	123	58.0%

## 第2 施設サービス事業者における研修

### 1 研修体制

#### (1) 研修計画

職員に対する研修は、事業を実施するうえで不可欠であり、指導検査事項でもある。研修を全く行っていない事業者はゼロである。また、研修の必要性についても全事業者が認識している。

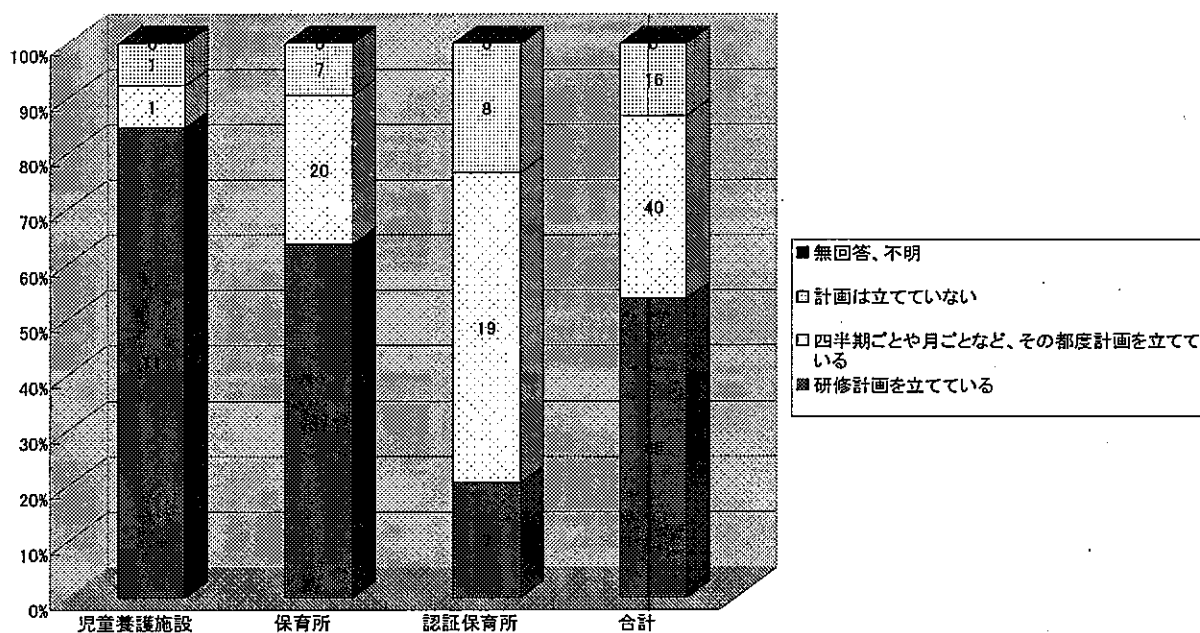
しかし研修計画の策定については、福祉サービス第三者評価において「研修計画を策定することが望ましい」とされているにもかかわらず、約1割（13.2%）の事業者が策定していない状況である。

計画期間を見ると、児童養護施設（84.6%）・保育所（63.5%）は年間を通じた計画を策定している割合が最も高い。

#### 1-(1) 研修計画を立てていますか

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
研修計画を立てている	11	84.6	47	63.5	7	20.6	65	53.7
四半期ごとや月ごとなど、その都度計画を立てている	1	7.7	20	27.0	19	55.9	40	33.1
計画は立てていない	1	7.7	7	9.5	8	23.5	16	13.2
無回答、不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

研修計画の有無



(2) 研修担当者

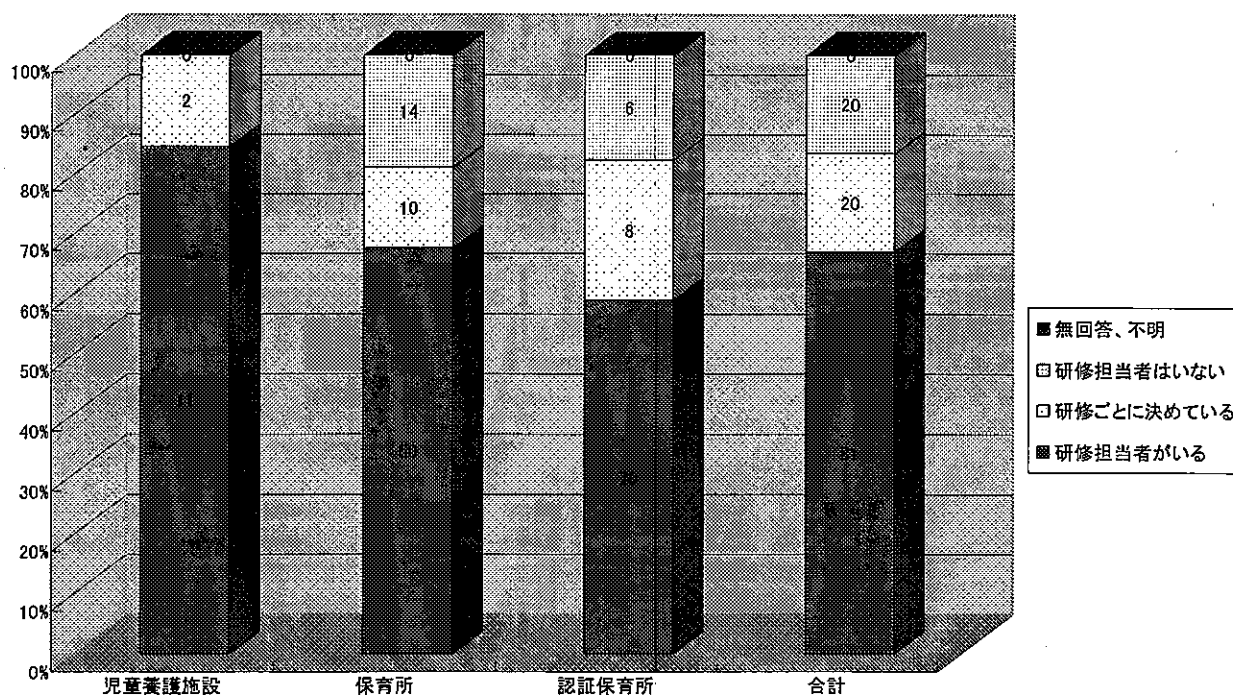
研修担当者を設置している事業者の割合は66.9%である。

研修計画未策定の事業者のうち約4割(43.8%)は研修担当者を置いていない状況であり、研修担当者の設置が、計画的な研修のポイントとなっている状況が伺われる。

1-(2) 研修担当者がいますか

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
研修担当者がいる	11	84.6	50	67.6	20	58.8	81	66.9
1人	5	-	21	-	15	-	41	-
複数	5	-	25	-	3	-	33	-
無回答、不明	1	-	4	-	2	-	7	-
研修ごとに決めている	2	15.4	10	13.5	8	23.5	20	16.5
研修担当者はいない	0	0.0	14	18.9	6	17.6	20	16.5
無回答、不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

研修担当者の有無



## 2 職場内研修

### (1) 職場内研修の有無

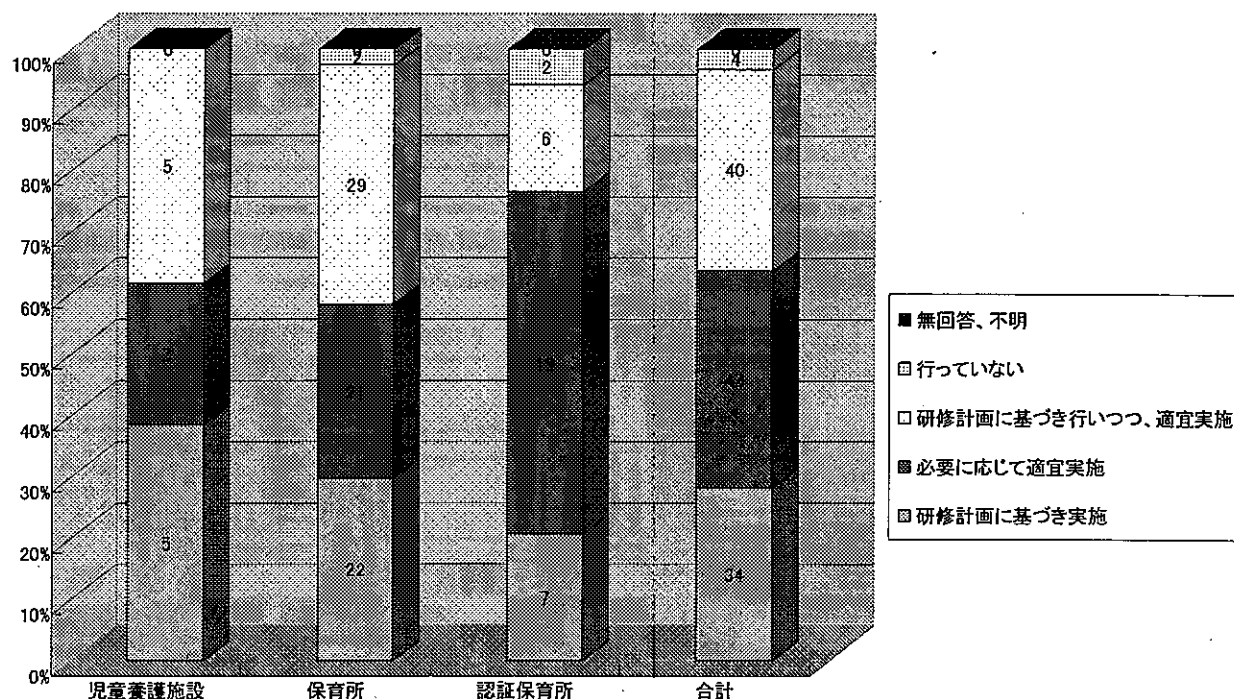
職場内研修については、96.7%の事業者が実施しており、実施率は非常に高い。

しかし、計画に基づき研修を実施している事業者は全体の61.2%である。必要に応じて研修を適宜実施している事業者は全体の35.5%であるが、認証保育所においてはその割合が55.9%となっている。

#### 2-(1) 職場内研修(OJT)を行っていますか

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
研修計画に基づき実施	5	38.5	22	29.7	7	20.6	34	28.1
必要に応じて適宜実施	3	23.1	21	28.4	19	55.9	43	35.5
研修計画に基づき行いつつ、適宜実施	5	38.5	29	39.2	6	17.6	40	33.1
行っていない	0	0.0	2	2.7	2	5.9	4	3.3
無回答、不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

職場内研修(OJT)の有無





(2) 受講対象者

「全職員」を対象にした研修が一番多い(86事業者)。また、「職務階層別」(37事業者)、「職種別」(36事業者)、「課題別」(27事業者)等目的に応じて対象者を設定した研修も実施している。

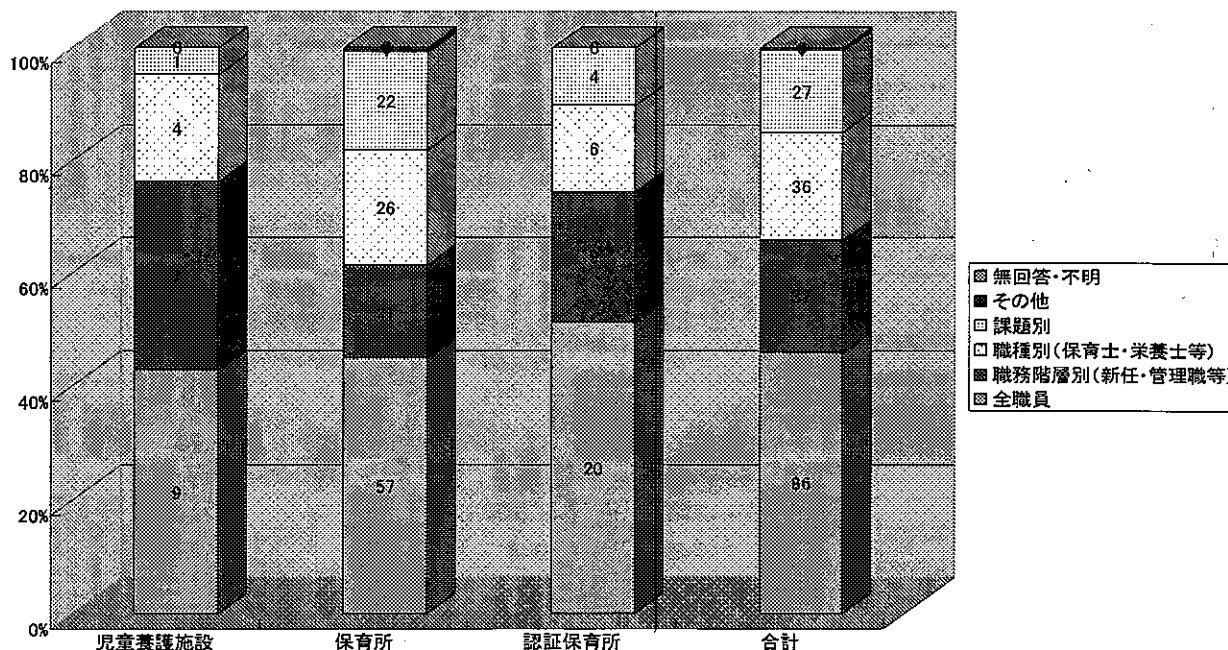
職務階層別の内訳を見てみると、「新任」(31事業者)が「中堅」(13事業者)、「指導監督」(10事業者)に比して多い。

このように、新任職員向け職場内研修など、職務階層に応じたきめ細かな研修が行われていることがうかがえる。

2-(2) 誰を対象に行っていますか(複数回答有)

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全職員	9	42.9	57	44.9	20	51.3	86	46.0
職務階層別(新任・管理職等)	7	33.3	21	16.5	9	23.1	37	19.8
職種別(保育士・栄養士等)	4	19.0	26	20.5	6	15.4	36	19.3
課題別	1	4.8	22	17.3	4	10.3	27	14.4
その他	0	0.0	1	0.8	0	0.0	1	0.5
無回答・不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	21	100.0	127	100.0	39	100.0	187	100.0

職場内研修の対象者



### 3 職場外研修

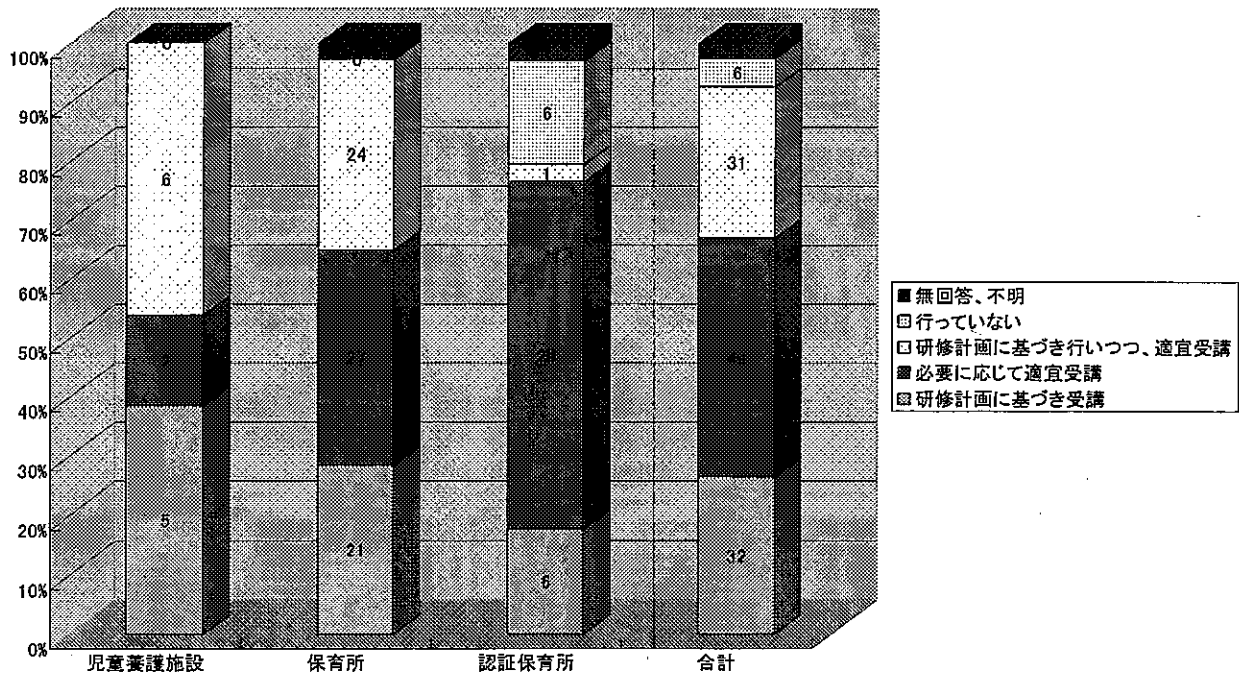
#### (1) 職場外研修の有無

職場外研修については、全体の9割(92.5%)を超える事業者で実施しており、各事業者とも積極的に受講していることがうかがえる。適宜受講している事業者は全体の40.5%であるが、認証保育所においてはその割合が高い(58.8%)。

#### 3-1) 職場外研修(OFF-JT)を行っていますか

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
研修計画に基づき受講	5	38.5	21	28.4	6	17.6	32	26.4
必要に応じて適宜受講	2	15.4	27	36.5	20	58.8	49	40.5
研修計画に基づき行いつつ、適宜受講	6	46.2	24	32.4	1	2.9	31	25.6
行っていない	0	0.0	0	0.0	6	17.6	6	5.0
無回答、不明	0	0.0	2	2.7	1	2.9	3	2.5
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

職場外研修(OFF-JT)の有無



#### (2) 受講対象者

受講対象者は、「全職員」(84事業者)、「職務階層別」(40事業者)、「職種別」(46事業者)となっている。

職務階層別の内訳を見てみると、「新任」(26事業者)、「中堅」(33事業者)、「指

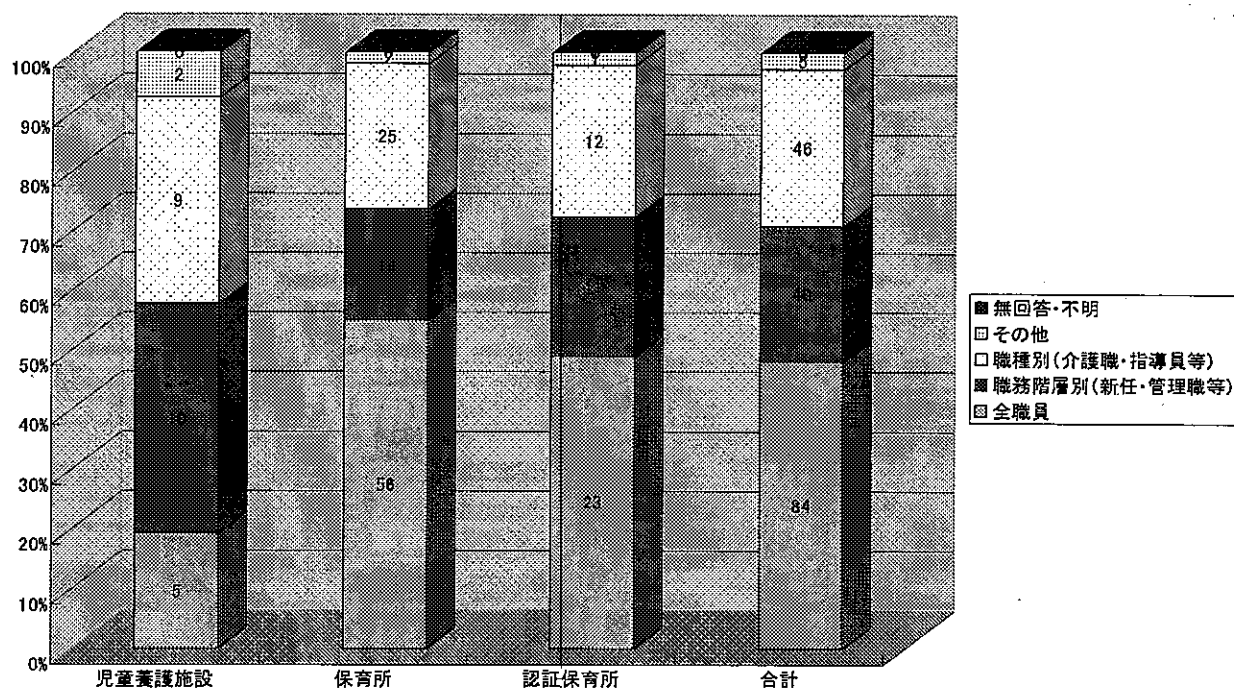
導監督」(27事業者)の各層において万遍なく受講している。

また、「中堅」(職場内研修13事業者)、「指導監督」(職場内研修10事業者)を対象とした研修については、職場内研修に比して職場外研修を積極的に活用している傾向がうかがえる。

### 3-(2) 誰を対象に行っていますか(複数回答有)

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全職員	5	19.2	56	54.9	23	48.9	84	48.0
職務階層別(新任・管理職等)	10	38.5	19	18.6	11	23.4	40	22.9
職種別(介護職・指導員等)	9	34.6	25	24.5	12	25.5	46	26.3
その他	2	7.7	2	2.0	1	2.1	5	2.9
無回答・不明	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	26	100.0	102	100.0	47	100.0	175	100.0

職場外研修の対象者



## 4 今後の研修実施にあたって

### (1) 研修対象者

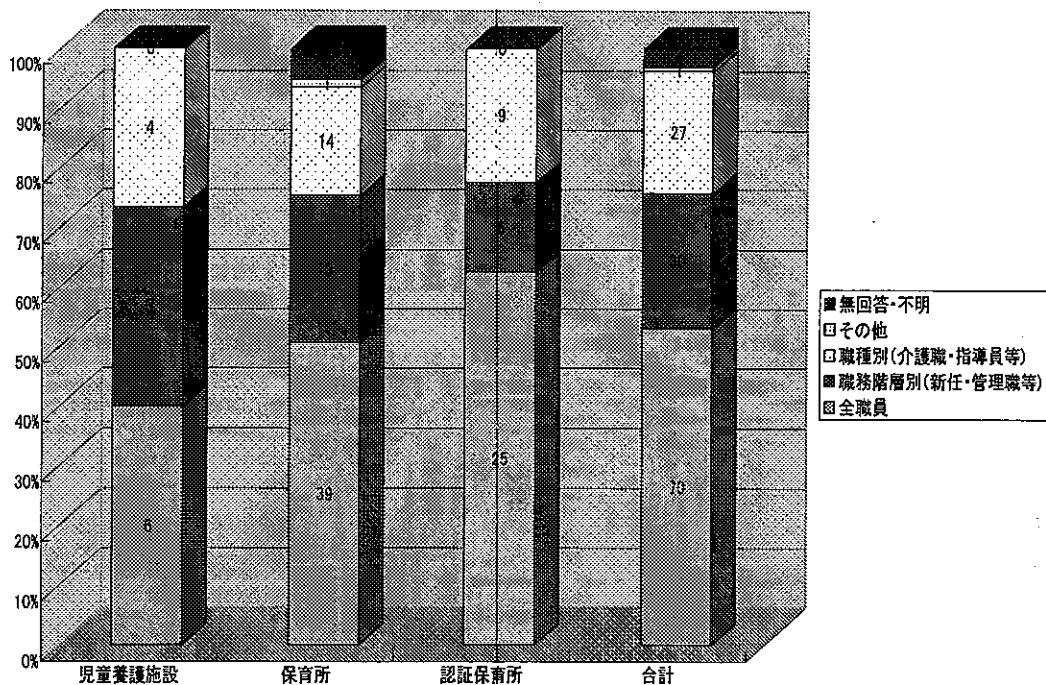
今後実施する研修において対象となるのは、「全職員」(70件)、「職務階層別」(30件)、「職種別」(27件)の順になっている。

職務階層別にみた場合、「中堅層」の研修を望む意見が一番多い（延べ 30 件中 19 件）。

4-(1) 今後研修を行っていくうえで特に必要な対象者はどれですか（複数回答有）

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
全職員	6	40.0	39	50.6	25	62.5	70	53.0
職務階層別(新任・管理職等)	5	33.3	19	24.7	6	15.0	30	22.7
職種別(介護職・指導員等)	4	26.7	14	18.2	9	22.5	27	20.5
その他	0	0.0	1	1.3	0	0.0	1	0.8
無回答・不明	0	0.0	4	5.2	0	0.0	4	3.0
計	15	100.0	77	100.0	40	100.0	132	100.0

今後必要な研修(対象別)



(2) 研修を効果的に進めるうえで特に必要なもの

全体では、「職場内研修のための講師」（全事業者の 24.8%）、「研修における効果・評価の測定方法」（同 22.3%）、「職場外研修に関する情報」（同 20.7%）となっている。

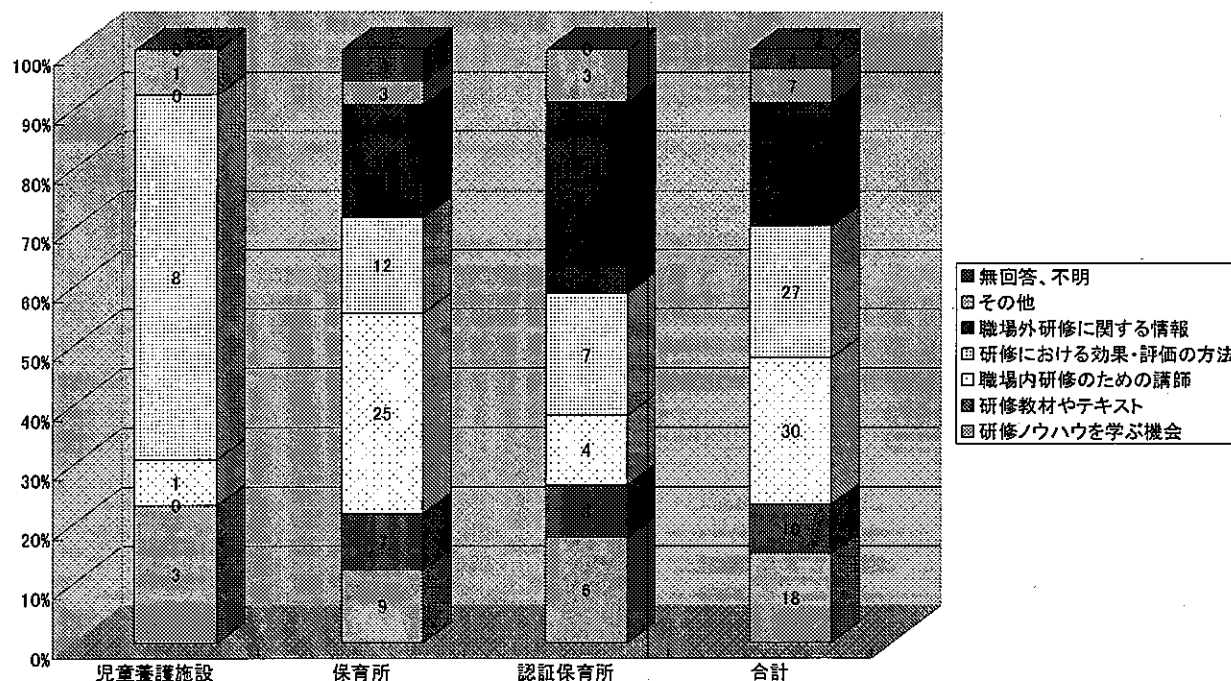
なお、施設種別によりニーズが異なっている。児童養護施設においては「研修における効果・評価の測定方法」（61.5%）、保育所においては「職場内研修のため

の講師」(33.8%)、認証保育所においては「職場外研修に関する情報」(32.4%)の割合が最も高くなっている。

4-(2) 今後、研修を効果的に進めるうえで特に必要なものをお答えください

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
研修ノウハウを学ぶ機会	3	23.1	9	12.2	6	17.6	18	14.9
研修教材やテキスト	0	0.0	7	9.5	3	8.8	10	8.3
職場内研修のための講師	1	7.7	25	33.8	4	11.8	30	24.8
研修における効果・評価の方法	8	61.5	12	16.2	7	20.6	27	22.3
職場外研修に関する情報	0	0.0	14	18.9	11	32.4	25	20.7
その他	1	7.7	3	4.1	3	8.8	7	5.8
無回答、不明	0	0.0	4	5.4	0	0.0	4	3.3
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

研修を効果的に実施するうえで必要なもの



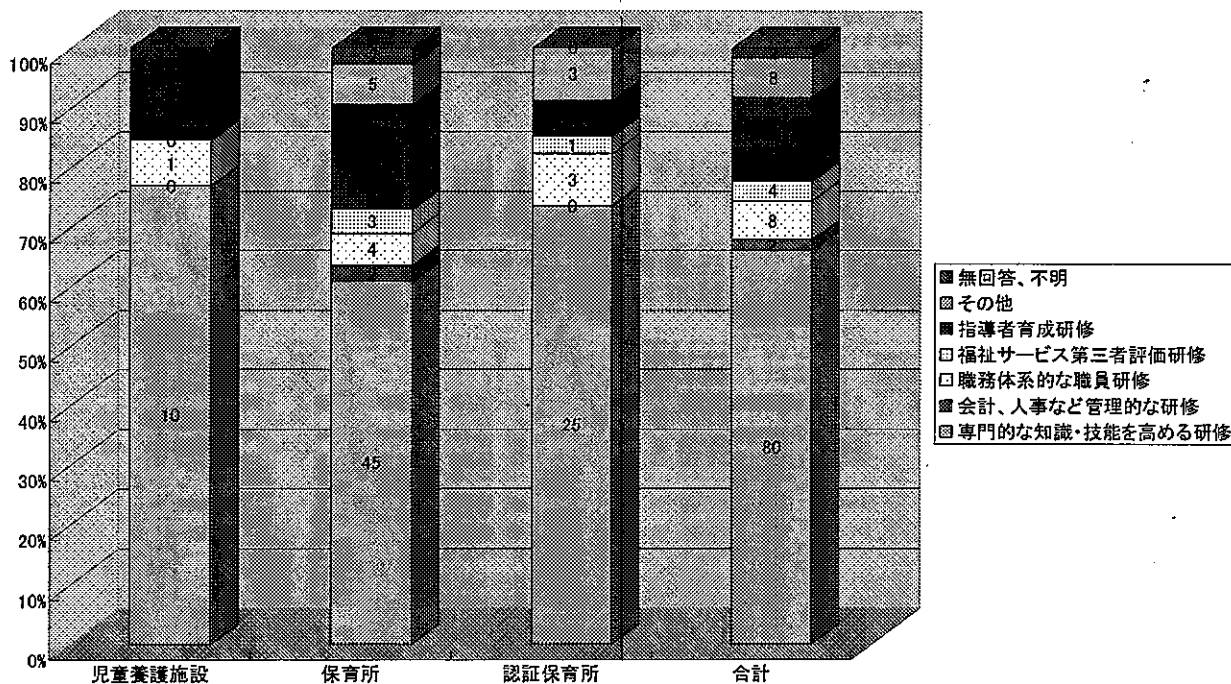
(3) - 1 研修内容

「専門的な知識・技能を高める研修」を望む意見が一番多く(66.1%)、次に「指導者育成の研修」が多い(14.0%)。

4-(3)-1 今後、研修を行っていく中で、特に必要な研修内容をお答えください

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
専門的な知識・技能を高める研修	10	76.9	45	60.8	25	73.5	80	66.1
会計、人事など管理的な研修	0	0.0	2	2.7	0	0.0	2	1.7
職務体系的な職員研修	1	7.7	4	5.4	3	8.8	8	6.6
福祉サービス第三者評価研修	0	0.0	3	4.1	1	2.9	4	3.3
指導者育成研修	2	15.4	13	17.6	2	5.9	17	14.0
その他	0	0.0	5	6.8	3	8.8	8	6.6
無回答、不明	0	0.0	2	2.7	0	0.0	2	1.7
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

今後必要な研修(内容別)



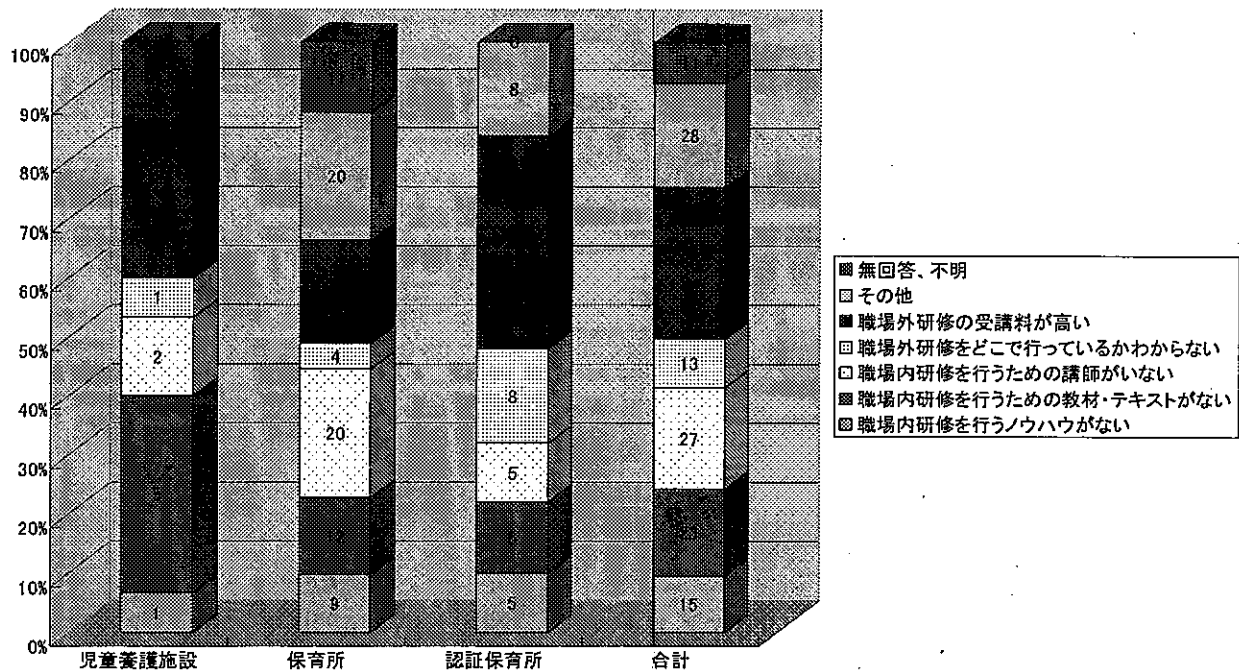
(3) - 2 研修を行うにあたってネックになっていること

「職場外研修の受講料が高いこと」が全事業者の25.5%で一番高い。次いで「その他」(同17.8%)、「職場内研修を行うための講師がいない」(同17.2%)となっており、その他の内訳を見ると、時間や人員の確保を挙げているところが多い。

4-(3)-2 上記(3)-1 で回答した研修を行うにあたって何がネックになっていますか(複数回答可)

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
職場内研修を行うノウハウがない	1	6.7	9	9.8	5	10.0	15	9.6
職場内研修を行うための教材・テキストがない	5	33.3	12	13.0	6	12.0	23	14.6
職場内研修を行うための講師がない	2	13.3	20	21.7	5	10.0	27	17.2
職場外研修をどこで行っているかわからない	1	6.7	4	4.3	8	16.0	13	8.3
職場外研修の受講料が高い	6	40.0	16	17.4	18	36.0	40	25.5
その他	0	0.0	20	21.7	8	16.0	28	17.8
無回答、不明	0	0.0	11	12.0	0	0.0	11	7.0
計	15	100.0	92	100.0	50	100.0	157	100.0

研修実施にあたりネックになっていること



(4) 資格取得支援について

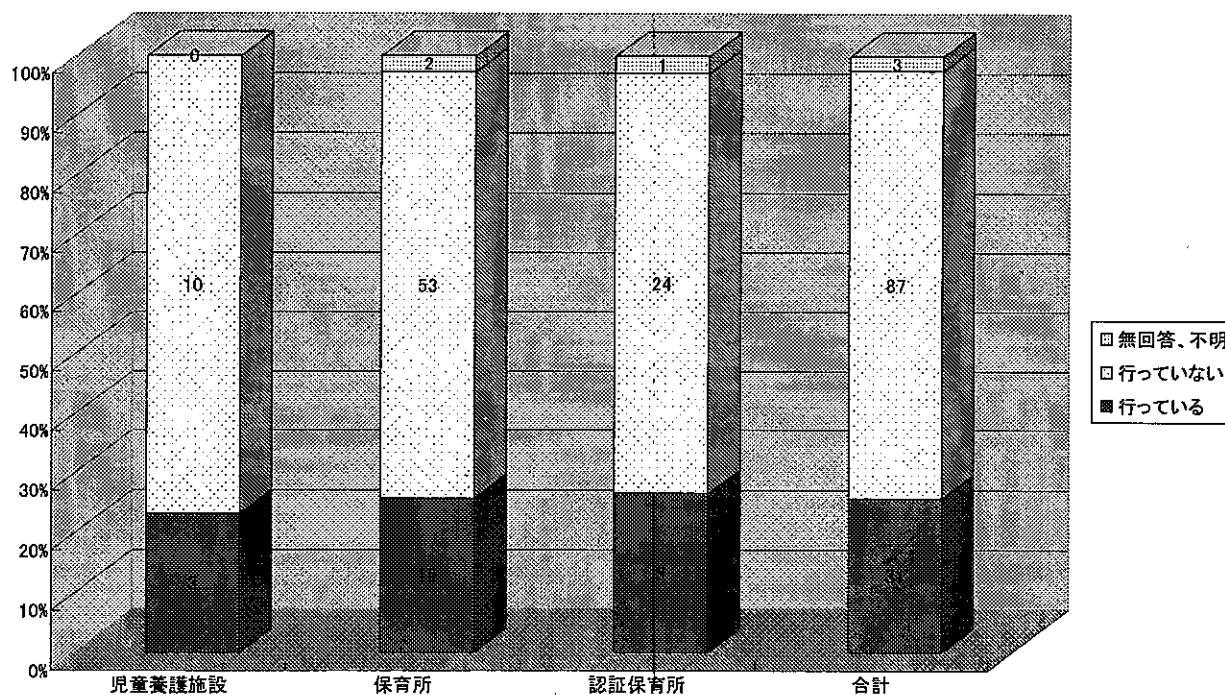
資格取得支援を行っていない割合は全事業者のうち 71.9%と非常に高い。これは、児童福祉関係事業者においては、常勤職員については保育士・栄養士等の資格を有することが就業の前提であるためだと思われる。



4-(4) 職員の資格取得促進のための支援を行っていますか(行っている内容について複数回答有)

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
行っている	3	23.1	19	25.7	9	26.5	31	25.6
授業料等金銭支援	0	-	7	-	4	-	11	-
授業出席は有給扱い	1	-	9	-	7	-	17	-
その他	2	-	4	-	0	-	6	-
無回答、不明	0	-	0	-	0	-	0	-
行っていない	10	76.9	53	71.6	24	70.6	87	71.9
無回答、不明	0	0.0	2	2.7	1	2.9	3	2.5
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

資格取得促進支援策の有無



(5) 優遇策について

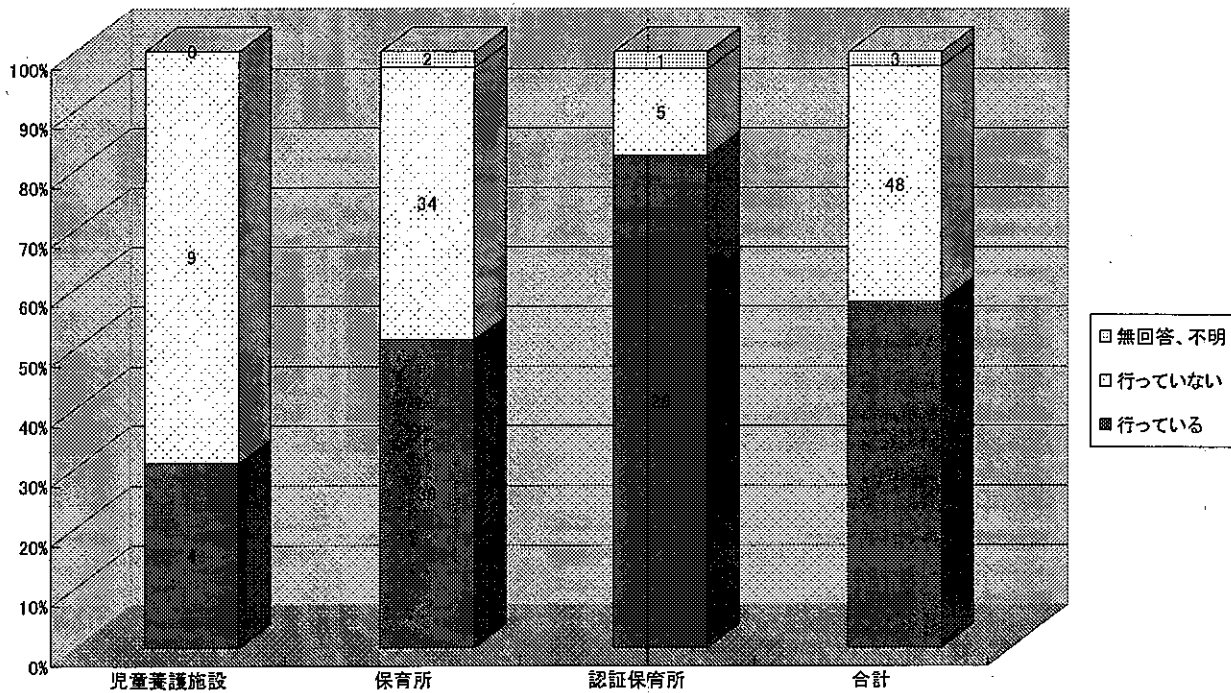
全体で 57.9%の事業者が行っている。特に、認証保育所では 82.4%と割合が高い。



4-(5) 職員の資格取得者(資格保持者)に対する優遇策を行っていますか(行っている内容について複数回答有)

回 答	児童養護施設		保育所		認証保育所		合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
行っている	4	30.8	38	51.4	28	82.4	70	57.9
資格手当を支給	1	-	10	-	11	-	22	-
給与に反映	0	-	23	-	11	-	34	-
昇格等人事配置などを考慮	3	-	6	-	7	-	16	-
その他	0	-	1	-	0	-	1	-
無回答、不明	0	-	0	-	0	-	0	-
行っていない	9	69.2	34	45.9	5	14.7	48	39.7
無回答、不明	0	0.0	2	2.7	1	2.9	3	2.5
計	13	100.0	74	100.0	34	100.0	121	100.0

資格取得者に対する優遇策の有無



### 第3 民間等研修機関

#### 1 概況

今回の調査で回答のあった研修件数 113 件の主な対象職種をみると、「保育士」(延べ件数の 24.8%)、「相談員・指導員」(同 18.6%)、「管理監督者」(同 17.9%)、「その他」(同 38.7%) となっている。

主な対象職種 (複数回答有)

(単位: 件)

区 分	相談員・指導員	保育士	管理監督者	その他	計	研修件数
区市	0	6	0	0	6	6
区市町村社会福祉協議会	3	1	2	8	14	6
東京都社会福祉協議会	53	58	46	107	264	86
その他	0	10	6	2	18	15
計	56	75	54	117	302	113

#### 2 東京都社会福祉協議会における研修の実施状況

都道府県社会福祉協議会は、社会福祉法第 110 条に基づき社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修を実施することとなっている。

東京都社会福祉協議会においても、法の趣旨を踏まえ 86 件の各種研修を実施している。一団体にこれだけ多くの研修を実施しているところは他にはなく、都内における児童福祉関連事業の従事者等に対する研修機関として大きな役割を担っている。

##### (1) 対象職種

「保育士」(22.0%)、「相談員・指導員」(20.1%)、「管理監督者」(17.4%) の順となっている。管理職を含め、万遍なく研修を実施している。

主な対象職種 (複数回答有)

(単位: 件)

相談員・指導員	保育士	管理監督者	その他	計
53	58	46	107	264

##### (2) 定員・研修日程について

「50名未満」の小規模な研修が全体の約 5 割 (47.7%) を占めている。

研修日数については、「3日未満」が研修全体の約 8 割 (81.4%) を占めている。

##### (3) 受講料

研修全体の約 7 割 (69.8%) を有料で実施している。

料金を見ると、「1万円以上」(56.7%) がもっとも多くの割合を占めるが、「5千

円未満」も 2 割強 (23.3%) を占めており、研修内容により多様な料金を設定している状況が伺える。

受講料金

(単位：件)

5,000 円未満	5,000 円以上 10,000 円未満	10,000 円以上	実 費	未 定	合計
14	9	34	0	3	60

### 3 その他民間研修機関の実施状況

社会福祉法人日本保育協会、東京都認証保育所協会に調査票を配布し、回答を得た。この 2 事業者により 15 件の研修が実施されている。

## 第 4 その他

東京都の取組みとしては、政策的目標の実現のための研修など都の役割として実施すべき研修を行っており(別紙 2 参照)、事業従事者の資質向上を行っている。さらに、研修テキストの提供やサービス標準モデルの作成など、研修実施のための支援を行うことにより、職場内研修や民間研修機関が積極的に行われるよう環境作りに努めている。

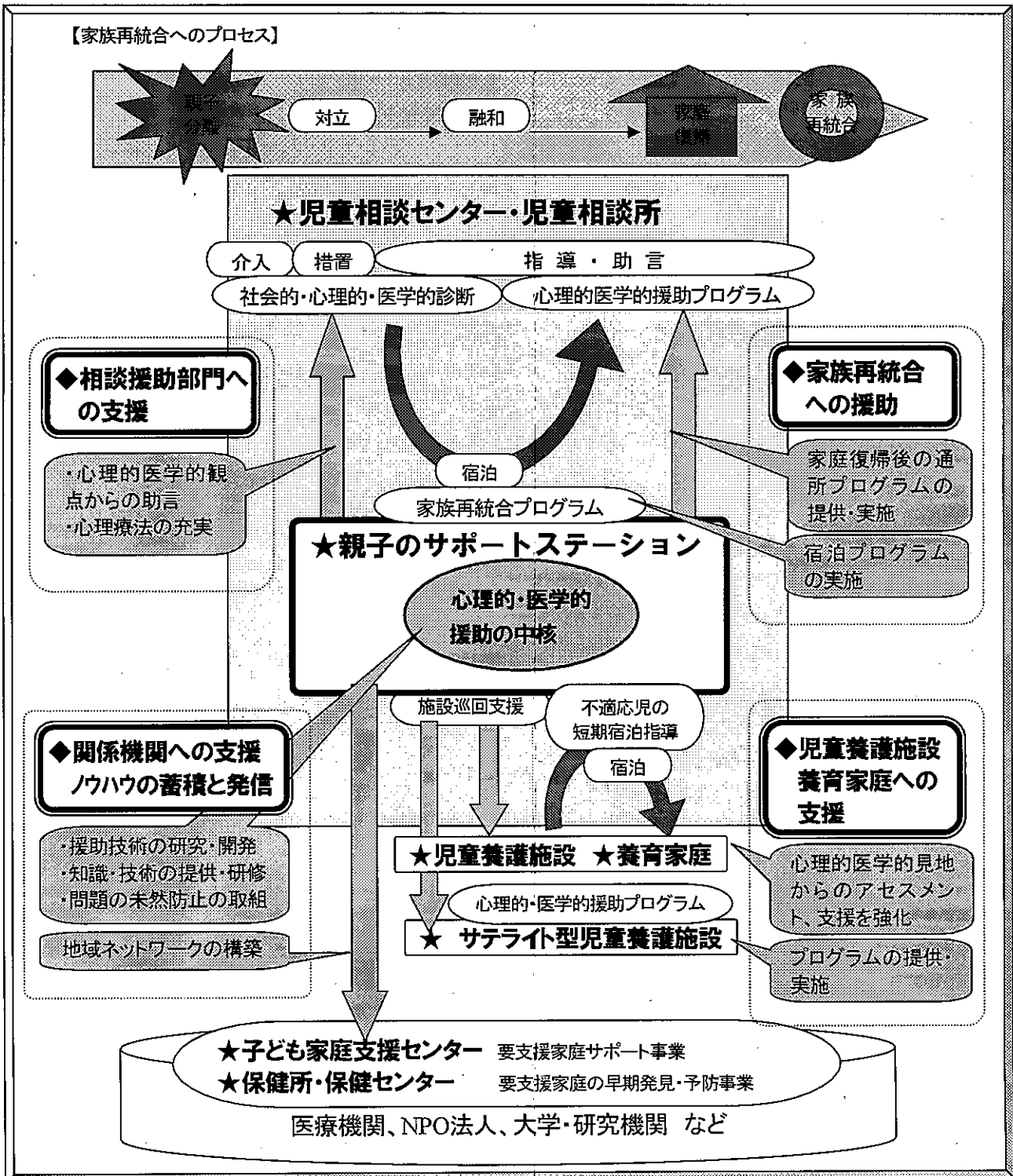
# 子ども家庭総合センター(仮称)における「親子のサポートステーション」の概要

平成18年1月「子ども家庭総合センター(仮称)基本構想」より抜粋

## 【目的】

東京都全体として、親と子に対する心理的・医学的援助機能を高める中核として、子ども家庭総合センター(仮称)内に「親子のサポートステーション」を設置する。(事業開始:平成21年度以降)

役 割	1 家族再統合に向けた援助
	2 児童養護施設、養育家庭への支援
	3 相談援助部門への支援
	4 関係機関に対する支援、ノウハウの蓄積と発信



社会福祉法人 東京都社会福祉協議会児童部会  
平成17年度版紀要より

平成17年度

児童養護施設入退所児童の状況

平成18年3月1日現在在籍児童についての調査

- 1 年齢別・性別の状況
- 2 就学の状況
- 3 入所期間
- 4 入所前の居住地
- 5 入所理由
- 6 入所経路
- 7 入所回数
- 8 入所時の年齢層
- 9 入所時に子供が抱える問題
- 10 入所前の問題改善状況
- 11 障害の有無
- 12 入所後の障害等の改善状況
- 13 現在子どもが抱えている問題
- 14 入所後の問題改善状況
- 15 相談機関等の利用状況
- 16 医療機関への通院状況
- 17 家族との連絡状況
- 18 家庭復帰の見通し
- 19 義務教育終了後の予定
- 20 高校等卒業後の予定
- 21 国籍
- 22 退所児童の状況(平成17年4月1日～平成18年3月31日)

集計後確認事項

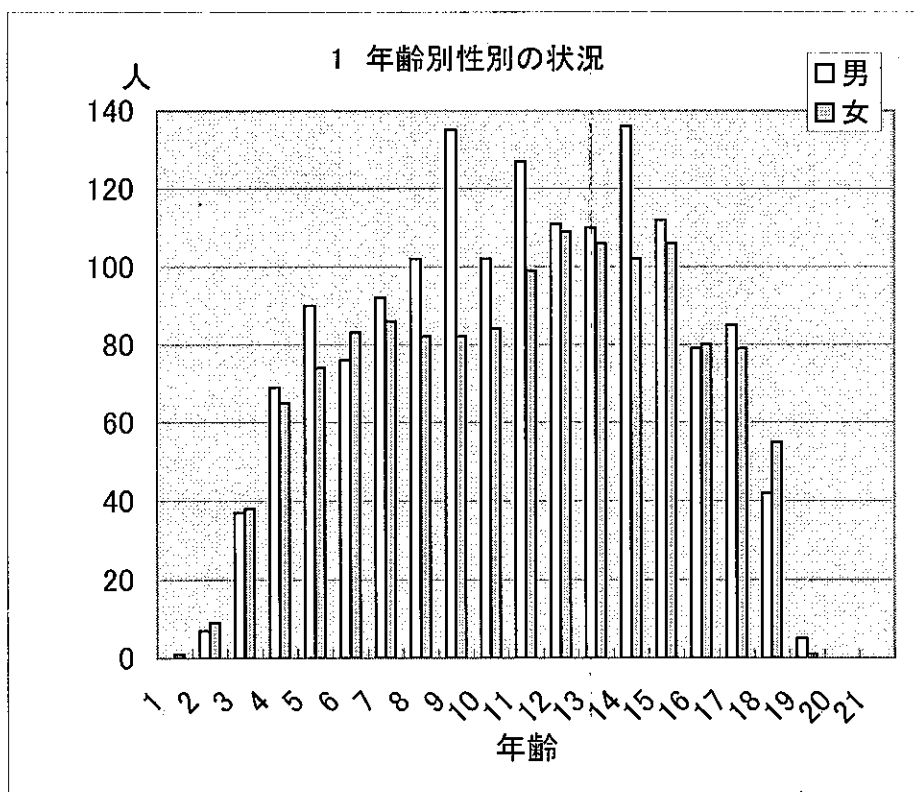
1. 平成17年度 入所児童の総数は2858人であった。
2. 東京都奥多摩町、日の出町、瑞穂町、檜原村については、西多摩郡として集計した。

調査コーディネイト 法政大学現代福祉学部高橋研究室  
集計システム製作 NPO法人エンジェルサポートセンター

# 1. 年齢別性別の状況

(単位:人)

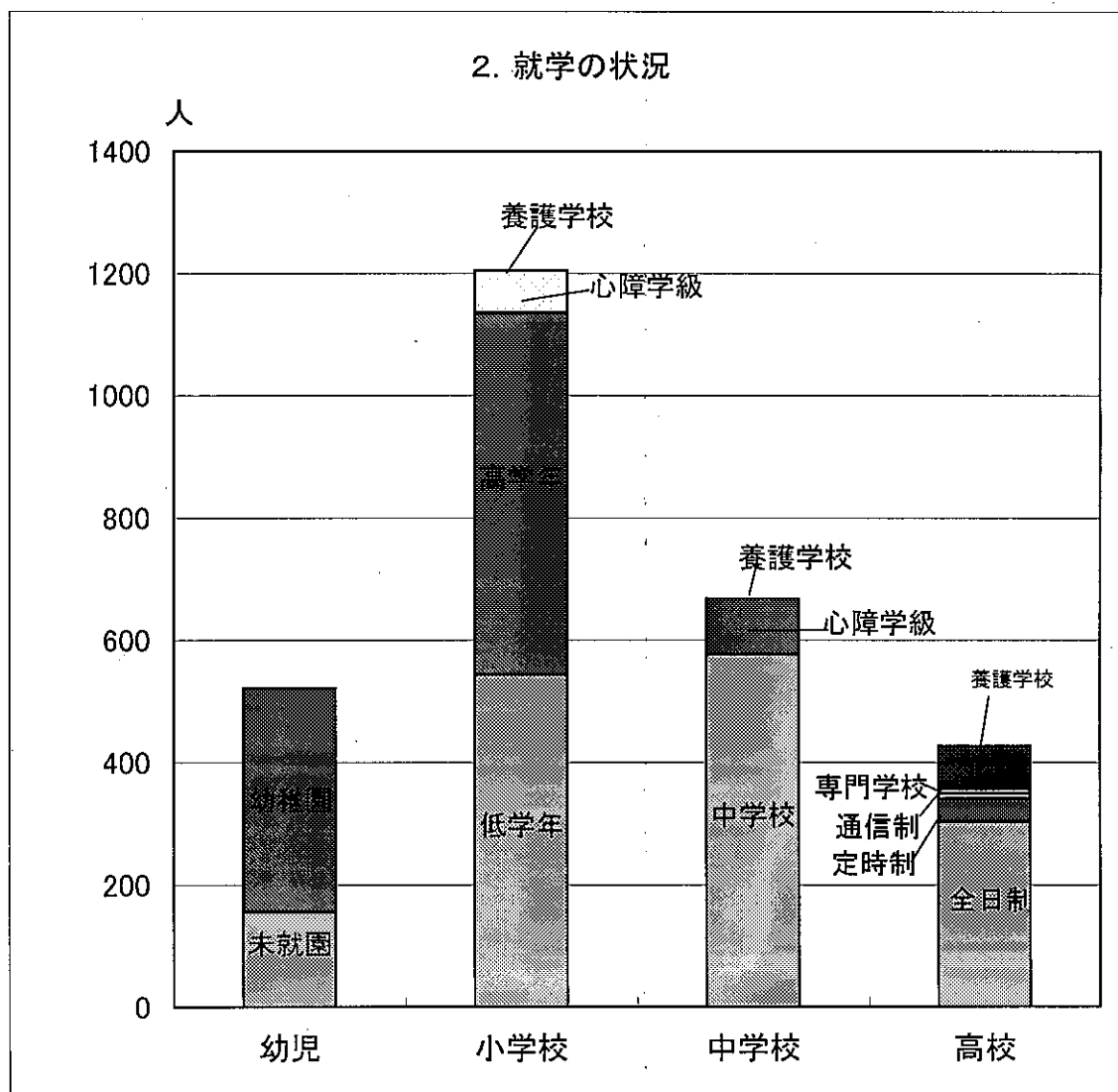
年齢	男	女	無回答	合計
1	0	1	0	1
2	7	9	0	16
3	37	38	0	75
4	69	65	0	134
5	90	74	0	164
6	76	83	0	159
7	92	86	0	178
8	102	82	0	184
9	135	82	0	217
10	102	84	0	186
11	127	99	0	226
12	111	109	0	220
13	110	106	0	216
14	136	102	0	238
15	112	106	0	218
16	79	80	0	159
17	85	79	0	164
18	42	55	0	97
19	5	1	0	6
20	0	0	0	0
21	0	0	0	0
合計	1517	1341	0	2858



## 2. 就学状況

(単位:人)

	学校	人数
幼児	未就園	156
	幼稚園	366
小学校等	小学生(低学年)	543
	小学生(高学年)	592
	小学生(心障)	69
	養護(小学部)	0
中学校等	中学校	577
	中学校(心障)	91
	養護(中学部)	0
高校等	公立高校(全日制)	216
	私立高校(全日制)	86
	公立高校(定時制)	34
	私立高校(定時制)	4
	私立高校(通信制)	8
	公立専門学校等	3
	私立専門学校等	5
	養護(高等部)	71
その他		37
無記入		0
総計		2858

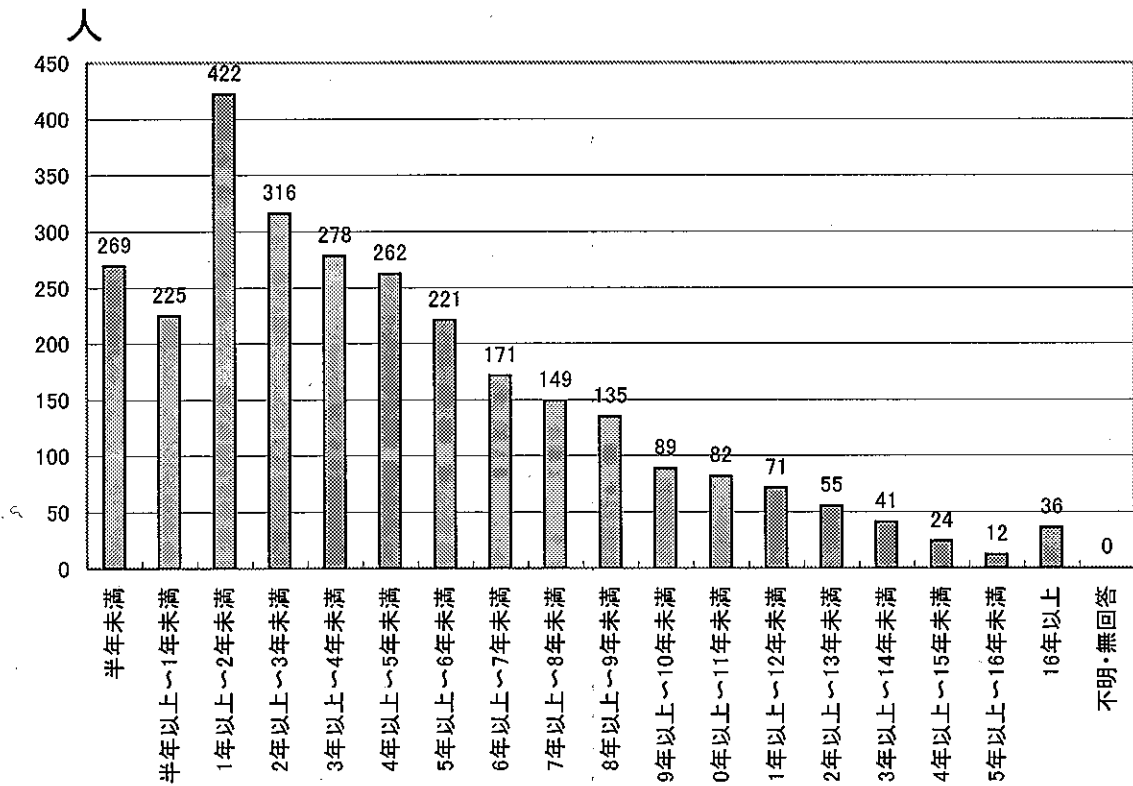


### 3. 入所期間

(単位:人)

入所期間	人数
半年未満	269
半年以上～1年未満	225
1年以上～2年未満	422
2年以上～3年未満	316
3年以上～4年未満	278
4年以上～5年未満	262
5年以上～6年未満	221
6年以上～7年未満	171
7年以上～8年未満	149
8年以上～9年未満	135
9年以上～10年未満	89
10年以上～11年未満	82
11年以上～12年未満	71
12年以上～13年未満	55
13年以上～14年未満	41
14年以上～15年未満	24
15年以上～16年未満	12
16年以上	36
不明・無回答	0
合計	2858

### 3. 入所期間

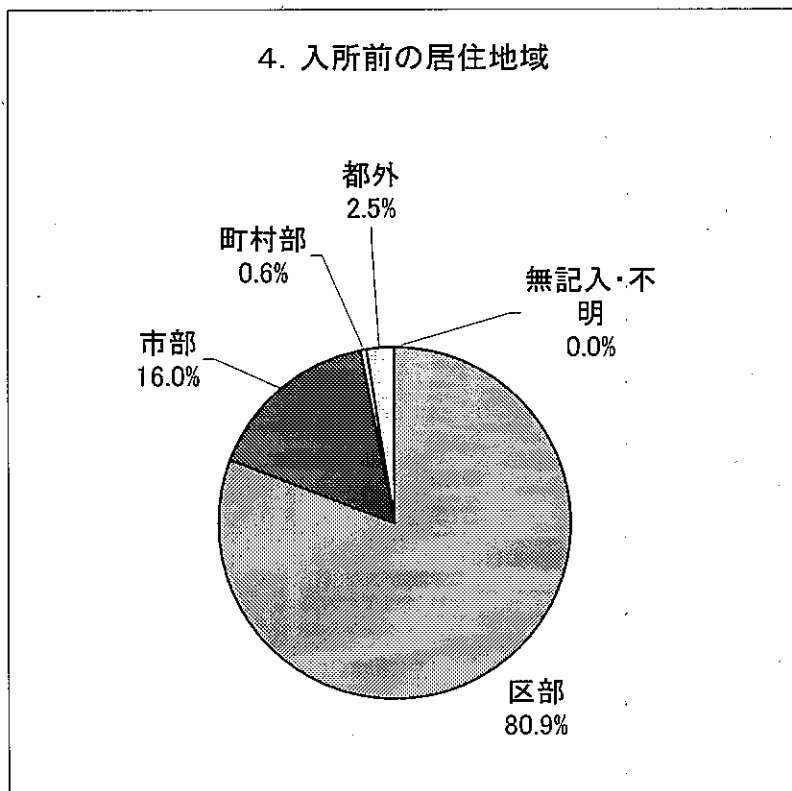




#### 4. 入所前の居住地

(単位:人)

番号	名前	人数	番号	名前	人数
1	千代田区	6	30	昭島市	36
2	中央区	9	31	調布市	43
3	港区	75	32	町田市	94
4	新宿区	90	33	小金井市	7
5	文京区	32	34	小平市	23
6	台東区	30	35	日野市	27
7	墨田区	52	36	東村山市	27
8	江東区	108	37	国分寺市	14
9	品川区	57	38	国立市	7
10	目黒区	10	39	福生市	17
11	大田区	116	40	狛江市	11
12	世田谷区	88	41	東大和市	19
13	渋谷区	50	42	清瀬市	13
14	中野区	111	43	東久留米市	14
15	杉並区	91	44	武蔵村山市	28
16	豊島区	54	45	多摩市	31
17	北区	76	46	稲城市	17
18	荒川区	35	47	羽村市	21
19	板橋区	119	48	あきる野市	19
20	練馬区	178	49	西東京市	20
21	足立区	238	50	西多摩郡	12
22	葛飾区	101	55	島	3
23	江戸川区	179	57	埼玉県	6
24	八王子市	124	90	千葉県	15
25	立川市	66	91	神奈川県	8
26	武蔵野市	36	92	山梨県	0
27	三鷹市	45	93	その他	36
28	青梅市	57	94	不明	9
29	府中市	48		合計	2281



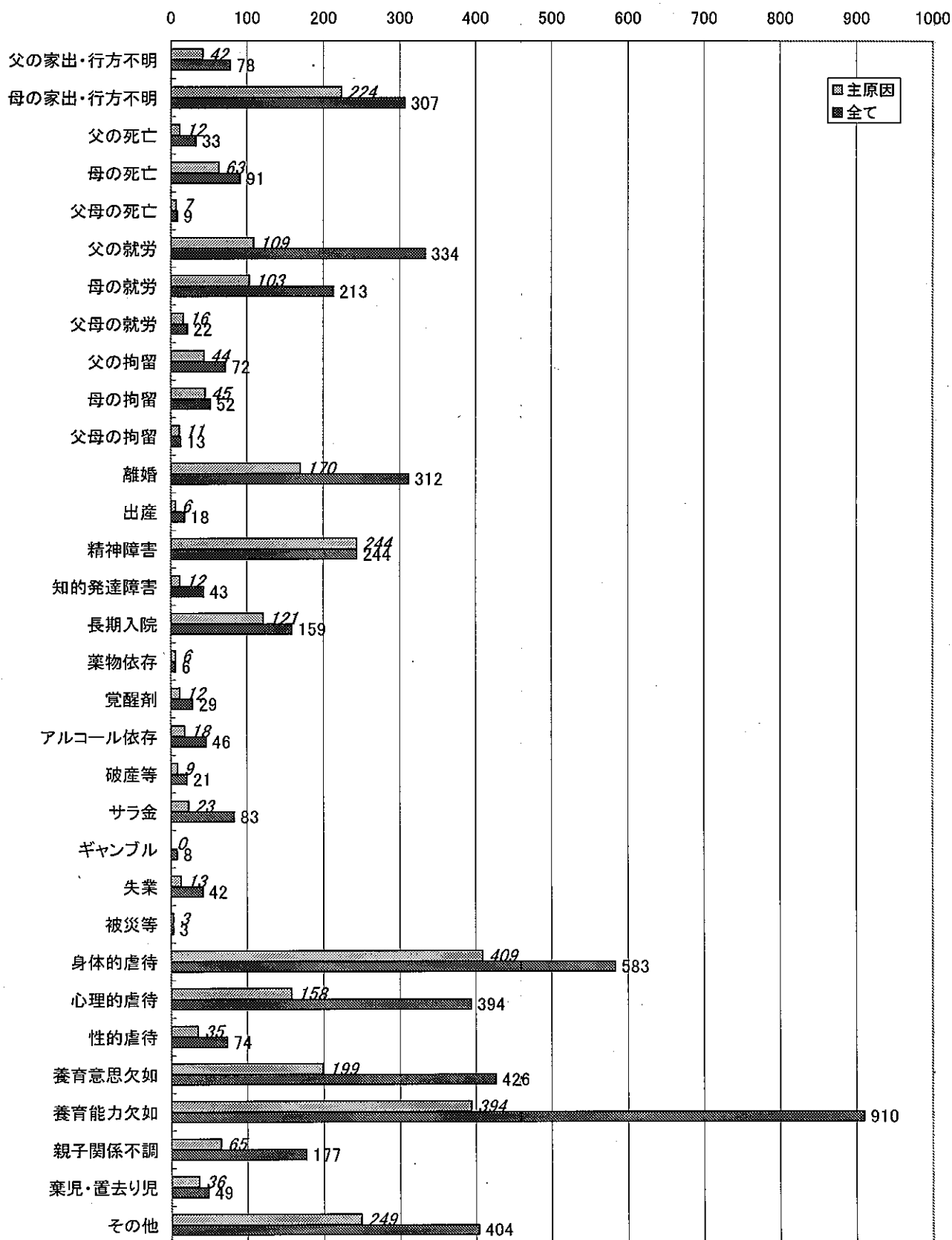
5. 入所理由

(単位:人)

入所理由	主たる原因											従たる理由		合計	%	
	性別			入所時の年齢								合計	1			2
	男	女	不明	幼児低	幼児高	小学低	小学高	中学	高校等	不明						
父母の社会的状況	父の家出・行方不明	22	20	0	1	5	9	10	5	12	0	42	26	10	78	1.48%
	母の家出・行方不明	114	110	0	5	33	38	54	61	33	0	224	72	11	307	5.84%
	父の死亡	7	5	0	0	1	1	5	1	4	0	12	18	3	33	0.63%
	母の死亡	34	29	0	0	7	10	17	14	14	1	63	28	0	91	1.73%
	父母の死亡	5	2	0	0	0	1	1	1	4	0	7	2	0	9	0.17%
	父の就労	68	41	0	1	18	25	21	31	12	1	109	199	26	334	6.36%
	母の就労	50	53	0	6	25	27	21	20	4	0	103	90	20	213	4.05%
	父母の就労	9	7	0	1	2	2	5	4	2	0	16	4	2	22	0.42%
	父の拘留	22	22	0	0	2	12	12	14	4	0	44	17	11	72	1.37%
	母の拘留	21	24	0	2	9	12	8	10	4	0	45	7	0	52	0.99%
	父母の拘留	5	6	0	0	4	4	1	2	0	0	11	2	0	13	0.25%
	離婚	95	75	0	6	13	41	44	38	28	0	170	98	44	312	5.94%
	出産	4	2	0	0	2	1	2	1	0	0	6	6	6	18	0.34%
	父母の疾病	精神神経障害	116	128	0	11	49	62	46	50	25	1	244	0	0	244
知的発達障害		4	8	0	0	1	1	2	5	3	0	12	26	5	43	0.82%
長期入院		64	57	0	0	11	23	20	37	30	0	121	34	4	159	3.03%
薬物依存		4	2	0	0	0	2	2	1	1	0	6	0	0	6	0.11%
覚醒剤		5	7	0	0	1	4	4	3	0	0	12	14	3	29	0.55%
アルコール依存		11	7	0	0	1	4	7	4	2	0	18	18	10	46	0.88%
経済的破綻	破産等	5	4	0	0	2	2	1	1	3	0	9	8	4	21	0.40%
	サラ金	15	8	0	2	2	5	3	8	3	0	23	43	17	83	1.58%
	ギャンブル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	8	0.15%
	失業	7	6	0	0	3	1	3	5	1	0	13	21	8	42	0.80%
	被災等	1	2	0	0	0	0	0	2	1	0	3	0	0	3	0.06%
虐待等	身体的虐待	219	190	0	9	59	93	86	93	68	1	409	126	48	583	11.09%
	心理的虐待	74	84	0	10	24	27	36	40	21	0	158	189	47	394	7.50%
	性的虐待	3	32	0	0	2	2	10	13	8	0	35	24	15	74	1.41%
養育問題	養育意思欠如	107	92	0	6	43	51	37	37	25	0	199	158	69	426	8.11%
	養育能力欠如	223	171	0	15	73	70	101	85	50	0	394	365	151	910	17.32%
	親子関係不調	40	25	0	1	0	5	14	28	16	1	65	75	37	177	3.37%
棄児・置き児	19	17	0	1	6	3	14	5	7	0	36	13	0	49	0.93%	
その他	144	105	0	15	59	41	45	53	35	1	249	106	49	404	7.69%	
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	
合計	1517	1341	0	92	457	579	632	672	420	6	2858	1792	605	5255	100.00%	

# 5. 入所理由

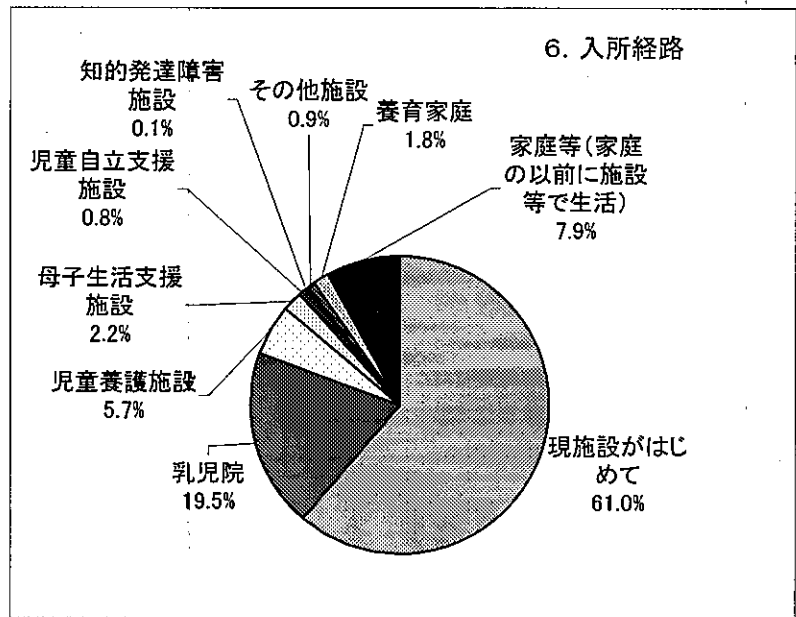
人



## 6. 入所経路

(単位:人)

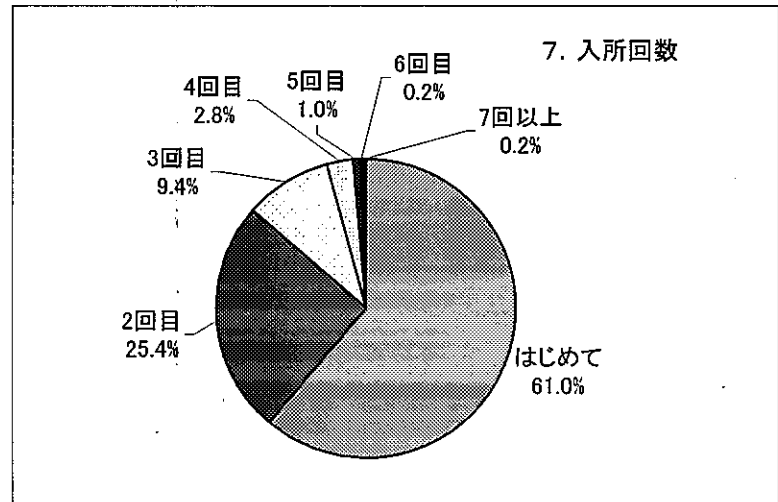
現施設がはじめて		1743
措置変更	乳児院	558
	児童養護施設	164
	母子生活支援施設	63
	児童自立支援施設	22
	知的発達障害施設	4
	その他施設	26
	養育家庭	51
	家庭等(家庭の以前に施設等で生活)	227
	合計	2858



## 7. 入所回数

(単位:人)

回数	人数
はじめて	1743
2回目	726
3回目	268
4回目	80
5回目	28
6回目	7
7回以上	6
合計	2858

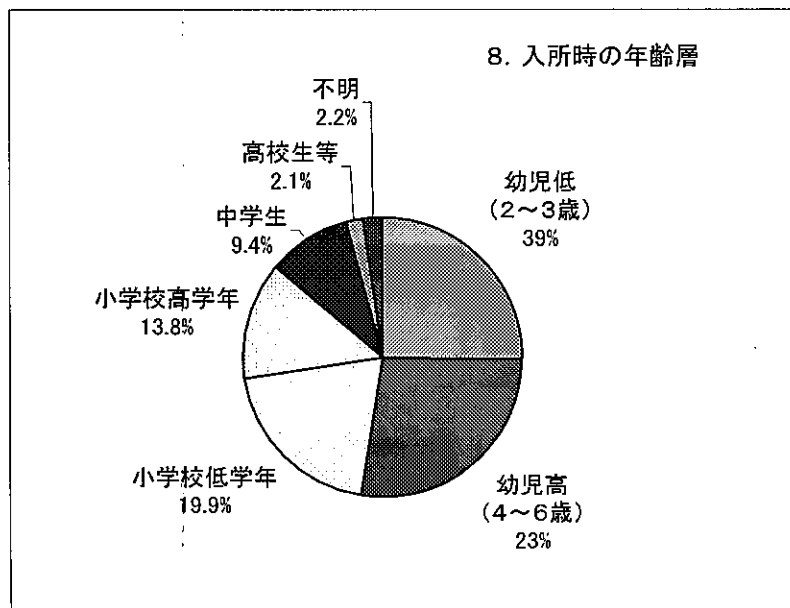


現在の施設入所前に施設・里親家庭に措置された回数の集計

## 8. 入所時の年齢層

(単位:人)

年齢層	人数
幼児低(2~3歳)	723
幼児高(4~6歳)	779
小学校低学年	570
小学校高学年	393
中学生	270
高校生等	61
不明	62
合計	2858

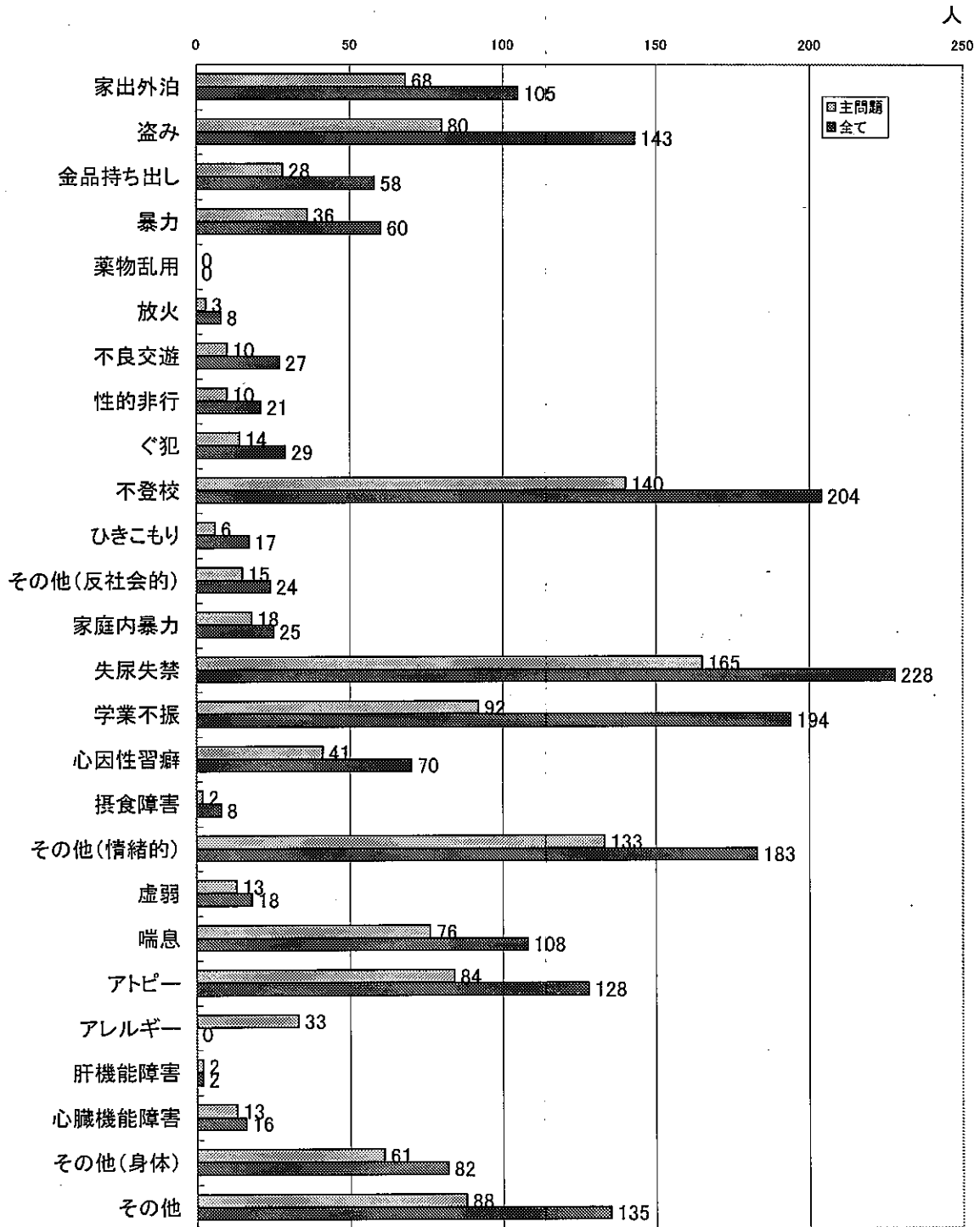


9. 入所時に子どもが抱える問題

(単位:人)

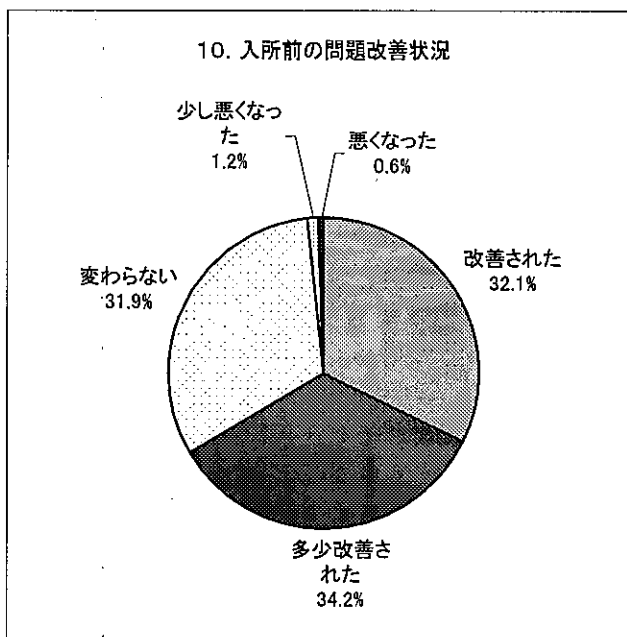
問題	主たる問題											従たる問題		合計	%	
	性別			入所時の年齢								小計	1			2
	男	女	不明	幼児低	幼児高	小学低	小学高	中学	高校等	不明						
問題なし	811	816	0	59	307	343	356	348	213	1	1627	2282	2614	-	-	
反・非社会的行為	家出外泊	43	25	0	0	0	2	11	33	20	2	68	27	10	105	5.55%
	盗み	46	34	0	0	1	7	32	27	13	0	80	50	13	143	7.55%
	金品持ち出し	18	10	0	0	1	1	4	8	14	0	28	26	4	58	3.06%
	暴力	28	8	0	0	1	7	12	14	2	0	36	17	7	60	3.17%
	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
	放火	3	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	4	1	8	0.42%
	不良交遊	5	5	0	0	0	0	1	3	6	0	10	10	7	27	1.43%
	性的非行	7	3	0	0	0	0	0	2	8	0	10	9	2	21	1.11%
	ぐ犯	10	4	0	0	0	1	1	7	5	0	14	9	6	29	1.53%
	不登校	68	72	0	0	1	12	39	53	35	0	140	44	20	204	10.78%
	ひきこもり	5	1	0	0	0	0	1	3	2	0	6	10	1	17	0.90%
	その他の反社会的問題	8	7	0	0	0	0	3	11	1	0	15	6	3	24	1.27%
情緒的な問題	家庭内暴力	15	3	0	0	0	0	7	6	5	0	18	3	4	25	1.32%
	失尿失禁	98	67	0	7	43	53	26	22	13	1	165	43	20	228	12.04%
	学業不振	44	48	0	0	1	15	19	35	21	1	92	70	32	194	10.25%
	心因性習癖	22	19	0	0	3	9	13	5	11	0	41	17	12	70	3.70%
	摂食障害	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	2	3	3	8	0.42%
	その他の情緒的問題	68	65	0	8	17	48	25	23	11	1	133	45	5	183	9.67%
健康上の問題	虚弱	10	3	0	0	2	4	4	1	2	0	13	5	0	18	0.95%
	喘息	45	31	0	3	13	17	19	14	10	0	76	19	13	108	5.71%
	アトピー	49	35	0	2	23	17	15	15	12	0	84	33	11	128	6.76%
	アレルギー	21	12	0	2	9	9	4	5	4	0	33	37	11	0	0.00%
	肝機能障害	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	2	0.11%
	心臓機能障害	6	7	0	0	2	1	5	4	1	0	13	2	1	16	0.85%
	その他の健康的問題	30	31	0	7	19	13	6	12	4	0	61	15	6	82	4.33%
その他	55	33	0	4	13	18	27	19	7	0	88	34	13	135	7.13%	
不明・無記入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
合計	1517	1341	0	33	150	236	276	324	207	5	2858	2820	2819	1893	100.00%	

### 9. 入所時に子どもが抱える問題



10. 入所前の問題改善状況  
(単位:人)

状況	人数
改善された	395
多少改善された	421
変わらない	393
少し悪くなった	15
悪くなった	7
問題なし	1627
無回答	0
不明	0
合計	2858

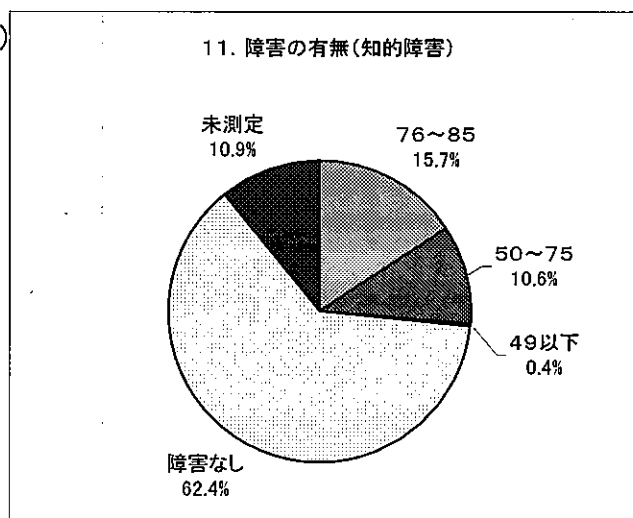


11. 障害の有無

(1) 知的障害の有無

(単位:人)

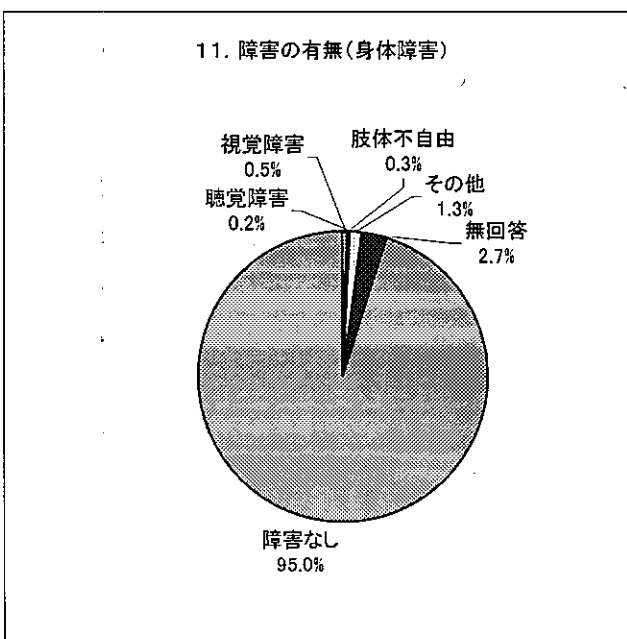
障害の有無		人数
知的障害あり	IQ 76~85	449
	50~75	303
	49以下	12
	手帳あり	144
障害なし		1782
未測定		312
合計		2858



(2) 身体障害の有無

(単位:人)

障害の有無		人数
身体障害	視覚障害	14
	肢体不自由	8
	聴覚障害	5
	その他	37
	無回答	78
	手帳あり	83
障害なし		2716
合計		2858



(3) 知的障害と身体障害両方を持つ子どもの集計

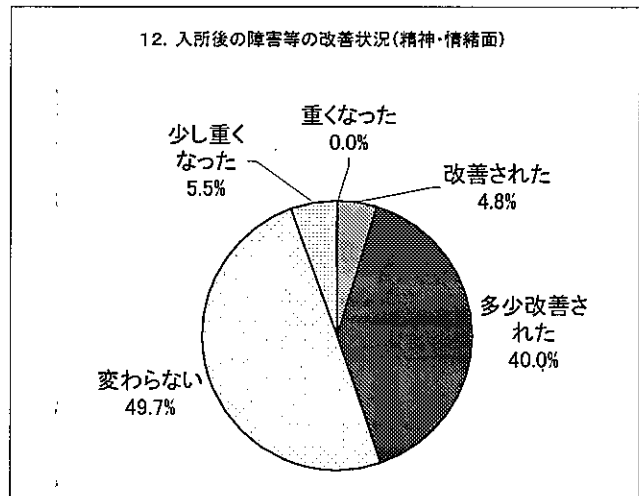
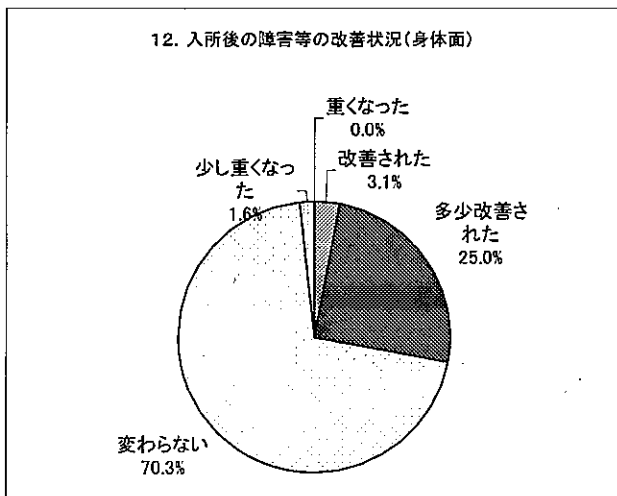
(単位:人)

		身体障害					合計	
		なし	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由	その他		無回答
知的障害	未測定	293	3	0	1	8	7	312
	86以上	1701	9	2	5	18	47	1782
	76~85	425	2	2	0	6	14	449
	50~75	287	0	1	2	5	8	303
	49以下	10	0	0	0	0	2	12
	無回答	0	0	0	0	0	0	0
合計		2716	14	5	8	37	78	2858

12. 入所後の障害等の改善状況

(単位:人)

状況	身体面	精神・情緒面
障害なし	2716	2713
改善された	2	7
多少改善された	16	58
変わらない	45	72
少し重くなった	1	8
重くなった	0	0
無回答	78	0
合計	2858	2858





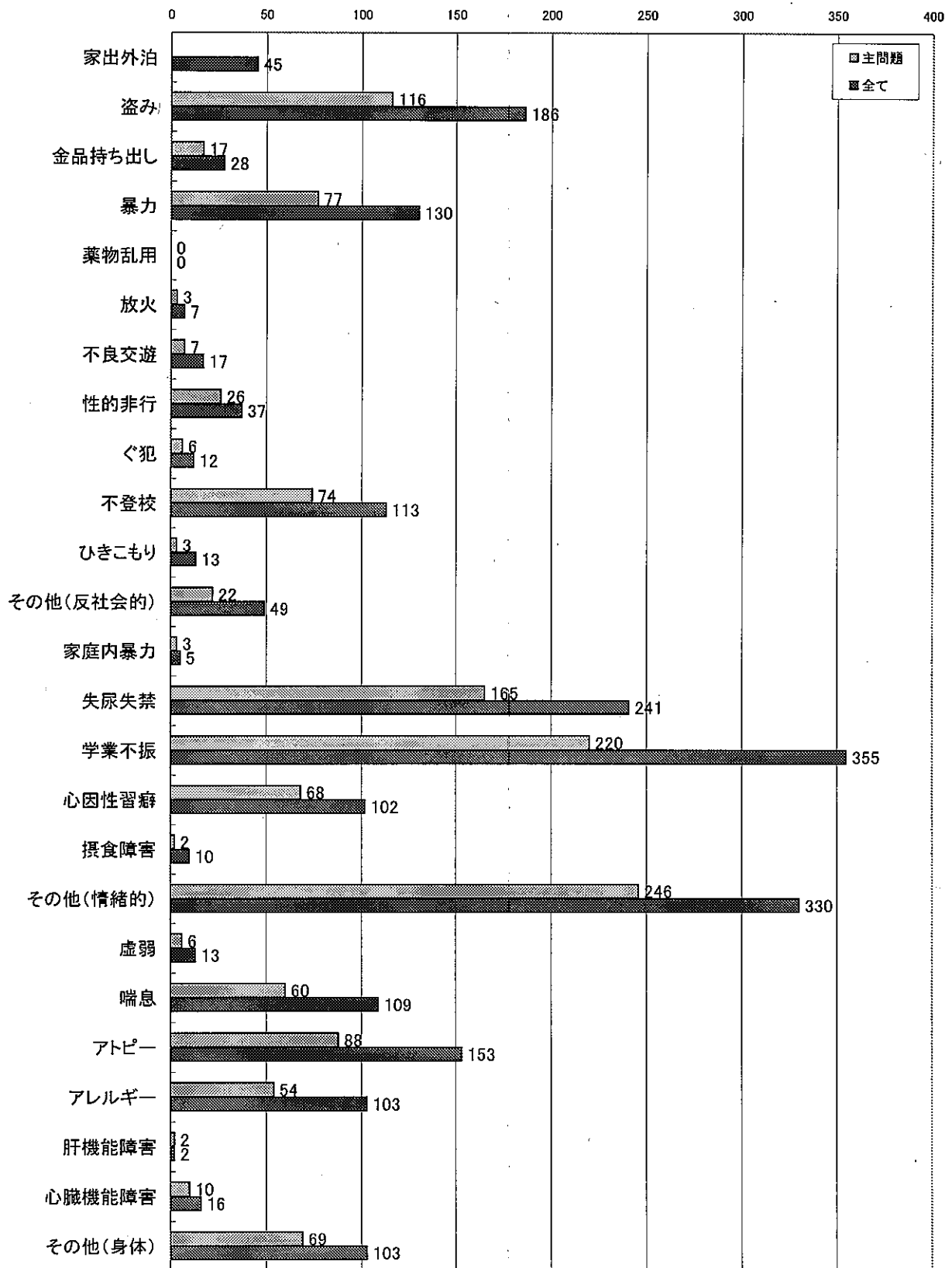
13. 現在子どもが抱えている問題

(単位:人)

問題	主たる問題											従たる問題		合計	%	
	性別			現在の年齢								小計	1			2
	男	女	不明	幼児低	幼児高	小学低	小学高	中学	高校等	不明						
問題なし	676	684	0	67	271	271	283	288	177	3	1360	2161	2601	6122	-	
反・非社会的行為	家出外泊	16	10	0	0	0	0	2	11	13	0	26	13	6	45	0.53%
	盗み	63	53	0	0	6	15	26	38	31	0	116	53	17	186	2.19%
	金品持ち出し	13	4	0	0	0	1	1	13	2	0	17	8	3	28	0.33%
	暴力	65	12	0	0	3	20	24	21	9	0	77	37	16	130	1.53%
	薬物乱用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00%
	放火	3	0	0	0	0	1	1	1	0	0	3	2	2	7	0.08%
	不良交遊	4	3	0	0	0	0	0	5	2	0	7	7	3	17	0.20%
	性的非行	19	7	0	0	0	4	4	8	10	0	26	8	3	37	0.44%
	ぐ犯	4	2	0	0	0	0	0	3	3	0	6	3	3	12	0.14%
	不登校	35	39	0	0	0	1	10	43	20	0	74	33	6	113	1.33%
	ひきこもり	1	2	0	0	0	0	1	1	1	0	3	10	0	13	0.15%
その他の反社会的問題	10	12	0	0	1	3	11	7	0	0	22	23	4	49	0.58%	
情緒的な問題	家庭内暴力	2	1	0	0	0	0	0	3	0	3	1	1	5	0.06%	
	失尿失禁	88	77	0	5	44	55	37	16	8	0	165	53	23	241	2.83%
	学業不振	122	98	0	0	3	37	53	82	44	1	220	102	33	355	4.18%
	心因性習癖	41	27	0	0	4	17	22	10	15	0	68	27	7	102	1.20%
	摂食障害	1	1	0	0	1	0	1	0	0	0	2	5	3	10	0.12%
	その他の情緒的問題	120	126	0	8	34	61	60	54	27	2	246	68	16	330	3.88%
健康上の問題	虚弱	6	0	0	0	1	1	0	2	2	0	6	5	2	13	0.15%
	喘息	34	26	0	1	9	18	19	7	6	0	60	34	15	109	1.28%
	アトピー	53	35	0	2	27	21	14	15	9	0	88	50	15	153	1.80%
	アレルギー	34	20	0	2	15	11	14	5	7	0	54	35	14	103	1.21%
	肝機能障害	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	2	0.02%
	心臓機能障害	6	4	0	0	1	2	4	2	1	0	10	2	4	16	0.19%
	その他の健康的問題	31	38	0	5	17	14	7	15	11	0	69	23	11	103	1.21%
その他	69	59	0	2	19	25	38	25	19	0	128	59	13	200	2.35%	
不明・無記入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	
合計	1517	1341	0	92	457	579	632	672	420	6	2858	2822	2821	8501	100.00%	

### 13. 現在子どもが抱えている問題

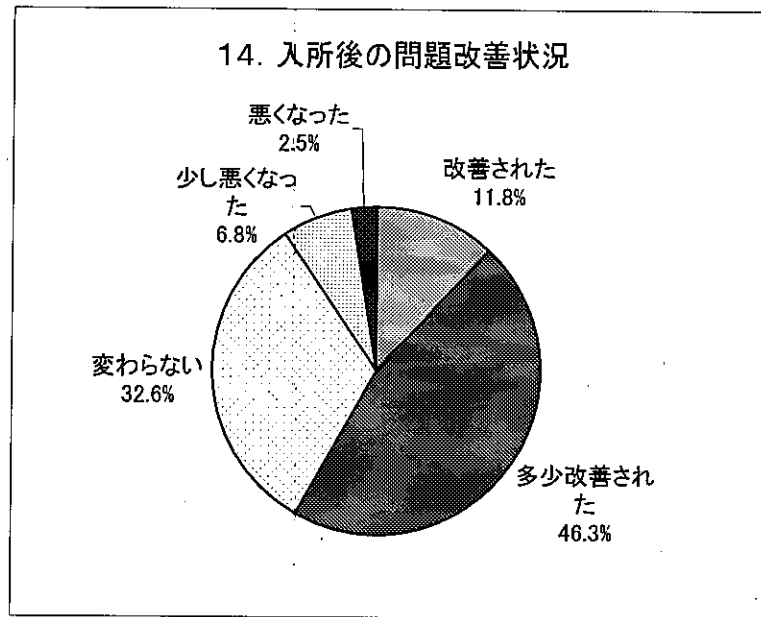
人



### 14. 入所後の問題改善状況

(単位:人)

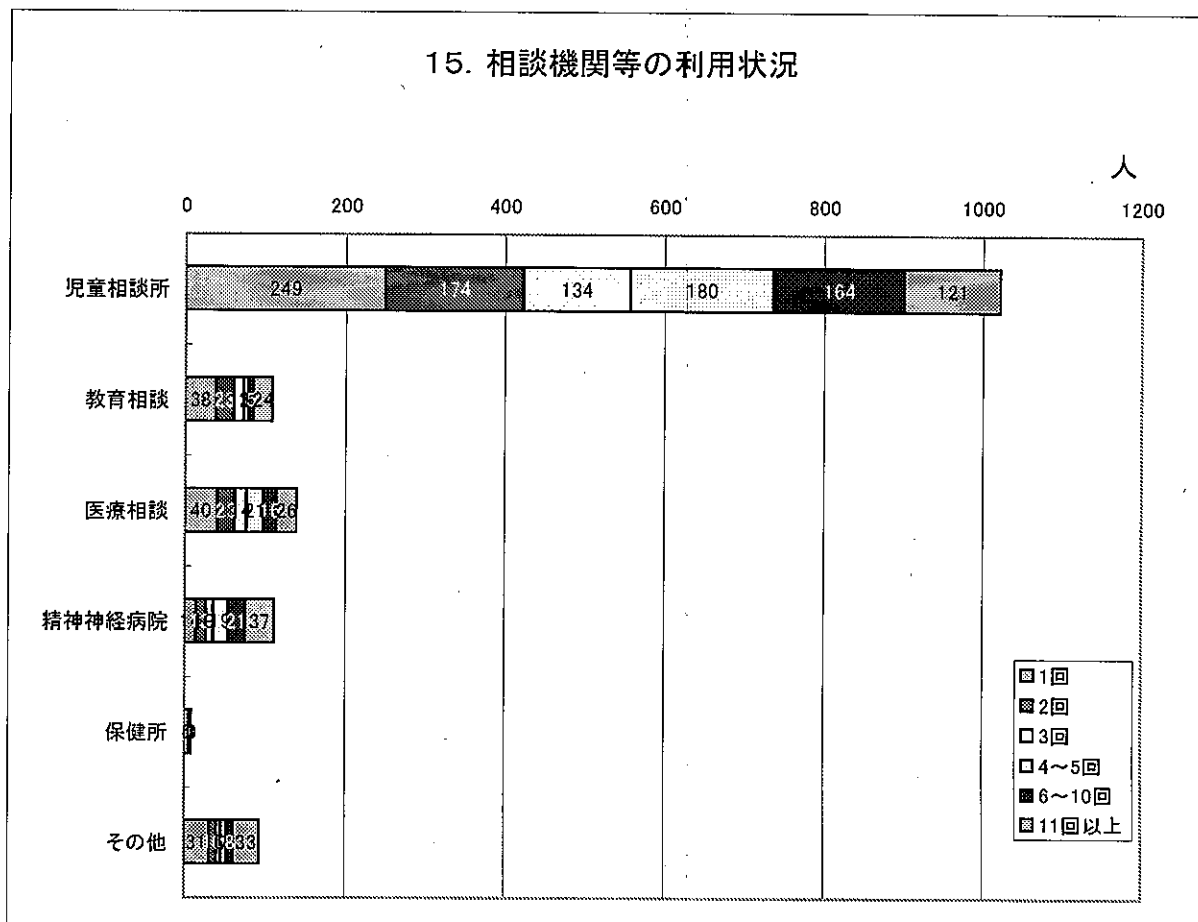
状況	人数
改善された	177
多少改善された	693
変わらない	488
少し悪くなった	102
悪くなった	38
問題なし	1360
無回答	0
不明	0
合計	2858



### 15. 相談機関等の利用状況

(単位:人)

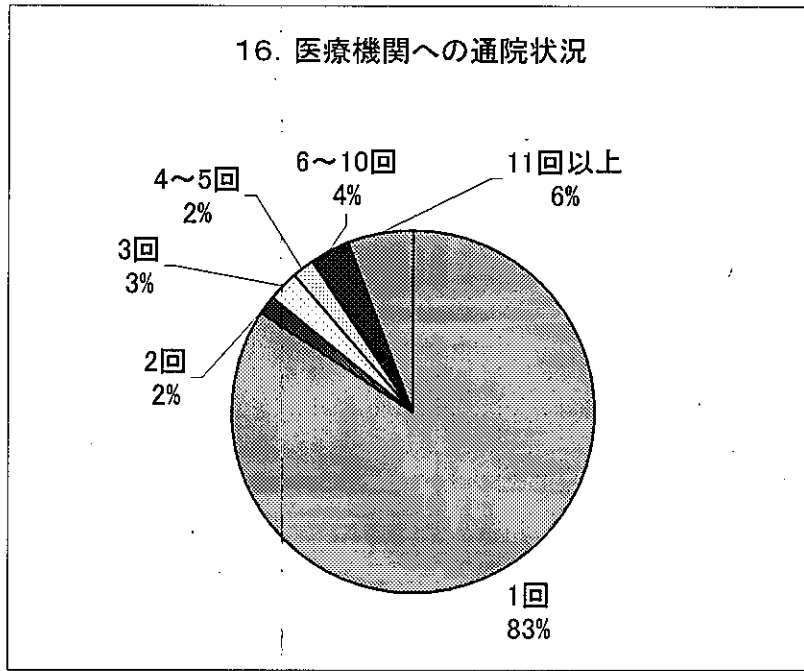
	なし	1回	2回	3回	4~5回	6~10回	11回以上	合計
児童相談所	1836	249	174	134	180	164	121	2858
教育相談	2749	38	23	12	7	5	24	2858
医療相談	2718	40	23	14	21	16	26	2858
精神神経病院	2745	14	13	9	19	21	37	2858
保健所	2848	6	1	3	0	0	0	2858
その他	2763	31	10	6	7	8	33	2858



### 16. 医療機関への通院状況

(単位:人)

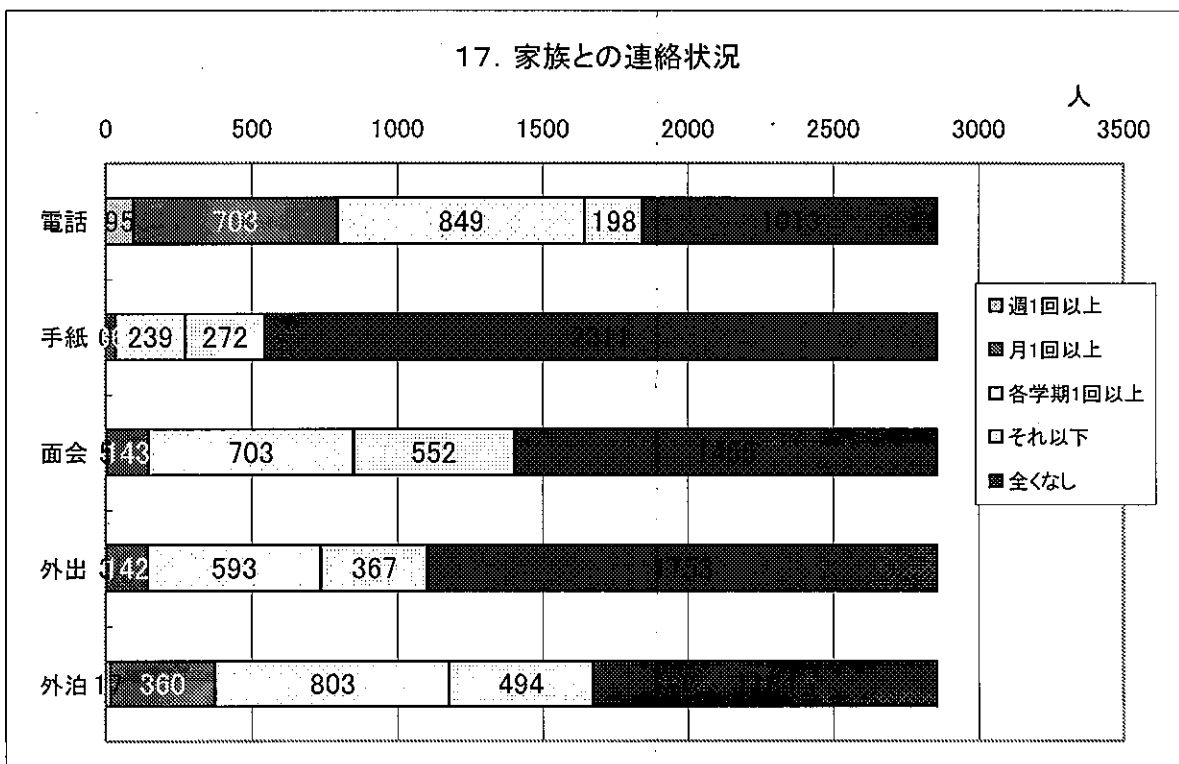
回数	人数
なし	2154
1回	48
2回	66
3回	54
4~5回	91
6~10回	150
11回以上	295
不明	0
合計	2858



### 17. 家族との連絡状況

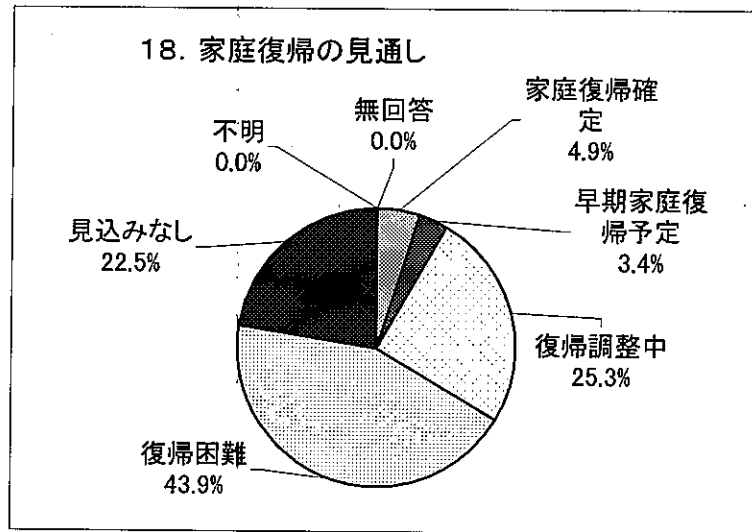
(単位:人)

	週1回以上	月1回以上	各学期1回以上	それ以下	全くなし	合計
電話	95	703	849	198	1013	2858
手紙	0	36	239	272	2311	2858
面会	5	143	703	552	1455	2858
外出	3	142	593	367	1753	2858
外泊	17	360	803	494	1184	2858



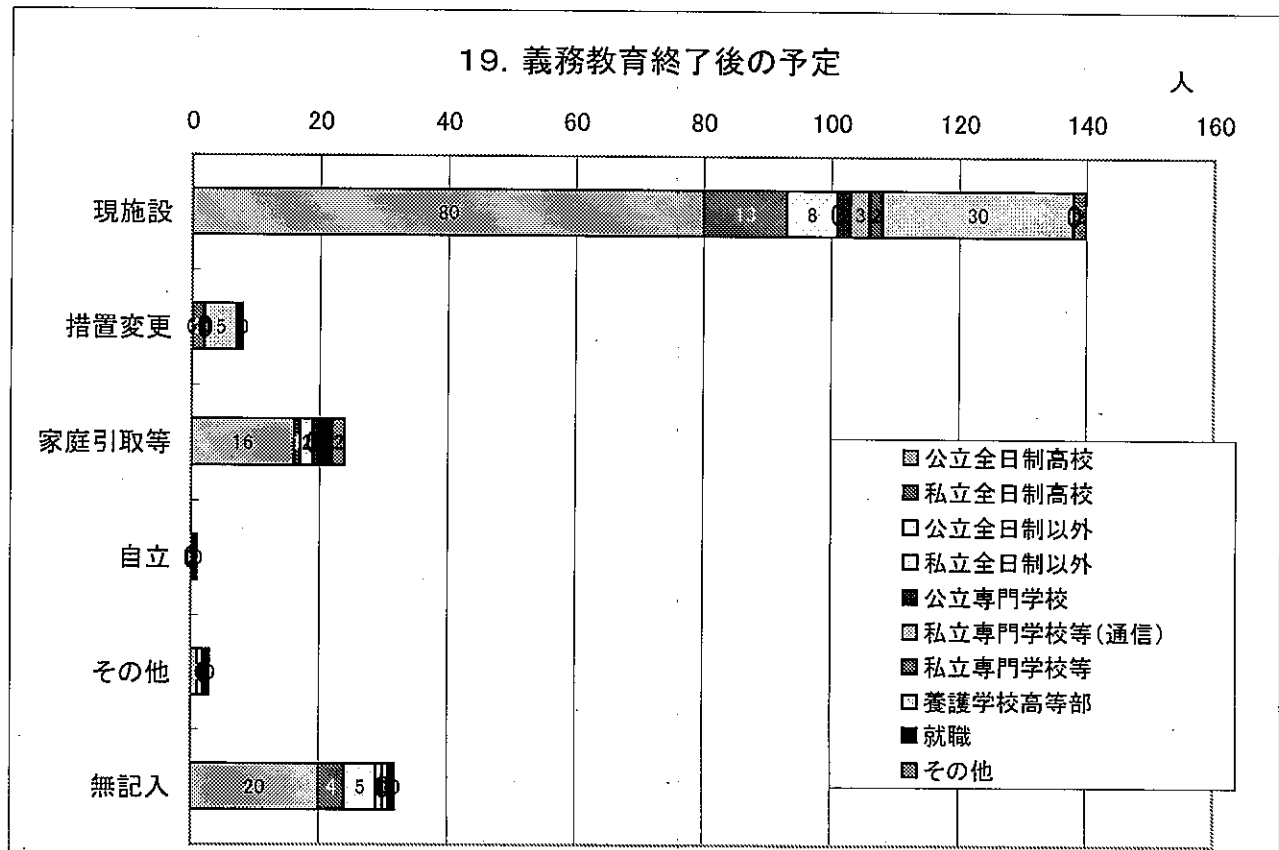
18. 家庭復帰の見通し  
(単位:人)

見通し	人数
家庭復帰確定	140
早期家庭復帰予定	97
復帰調整中	723
復帰困難	1255
見込みなし	643
不明	0
無回答	0
合計	2858



19. 義務教育終了後の予定  
(単位:人)

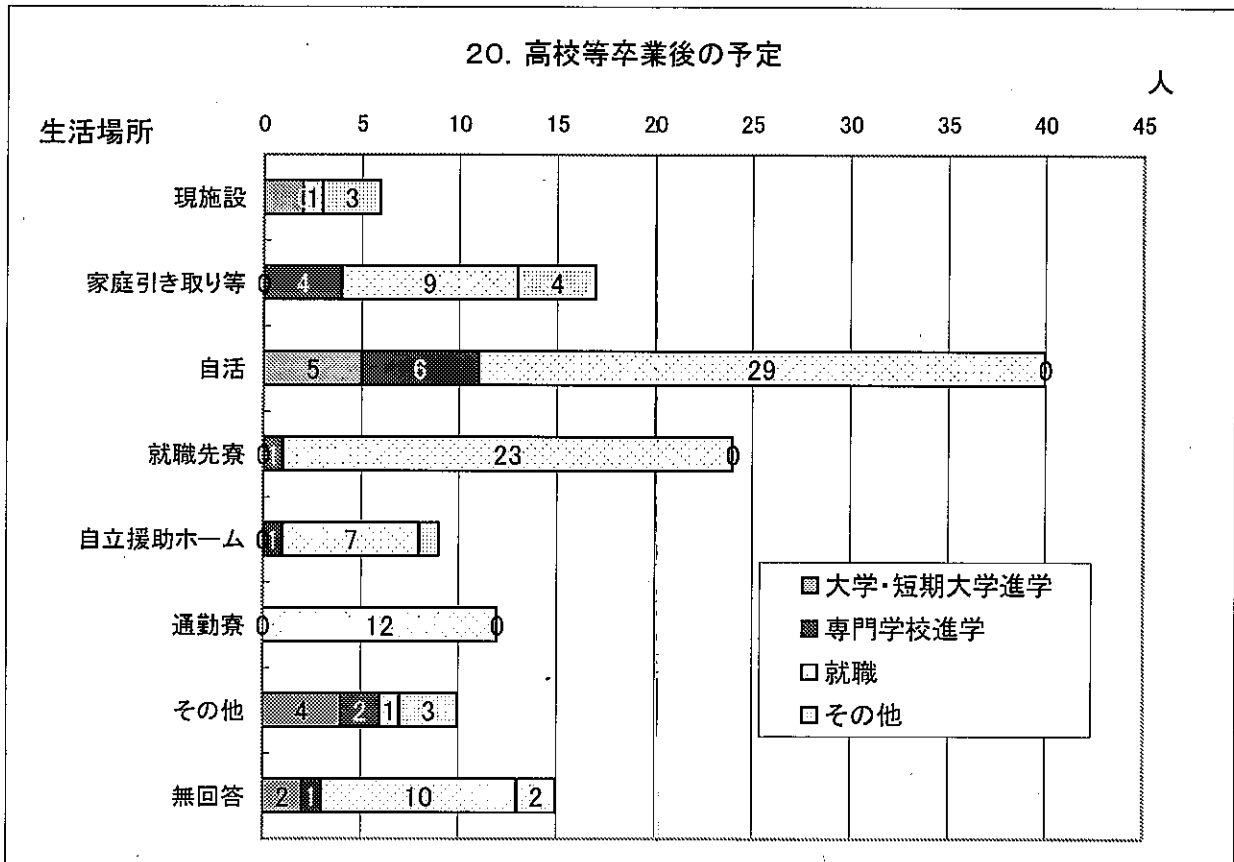
		現施設	措置変更	家庭引取等	自立	その他	無記入	合計
進学	公立全日制高校	80	0	16	0	1	20	96
	私立全日制高校	13	2	1	0	0	4	16
	公立全日制以外	8	0	2	0	1	5	10
	私立全日制以外	0	0	0	0	0	1	0
	公立専門学校	2	0	1	0	0	0	3
	私立専門学校等(通信)	3	0	0	0	0	0	3
	私立専門学校等	2	0	0	0	0	0	2
養護学校高等部	30	5	0	0	0	1	35	
就職	0	1	2	1	1	1	4	
その他	2	0	2	0	0	0	4	
合計		140	8	24	1	3	32	173



20. 高校等卒業後の予定

(単位:人)

	現施設	家庭引き取り等	自活	就職先寮	自立援助ホーム	通勤寮	その他	無回答	合計
大学・短期大学進学	2	0	5	0	0	0	4	2	13
専門学校進学	0	4	6	1	1	0	2	1	15
就職	1	9	29	23	7	12	1	10	92
その他	3	4	0	0	1	0	3	2	13
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	17	40	24	9	12	10	15	133



## 21. 国籍

(単位:人)

児童	
国籍	人数
日本	2774
外国	72
無国籍・不明等	12
無記入	0
合計	2858

父	
国籍	人数
日本	2651
外国	81
無国籍・不明	126
無記入	0
合計	2858

母	
国籍	人数
日本	2582
外国	265
無国籍・不明	11
無記入	0
合計	2858

児童 外国内訳	
国名	人数
アメリカ合衆国	1
インド	2
カンボジア国	1
ギニア	1
コロンビア	1
タイ王国	12
フィリピン共和国	22
マレーシア	4
ミャンマー連邦	1
韓国	1
大韓民国	7
中華人民共和国	9
中華民国	1
朝鮮民主主義人民共和国	4
その他	5
合計	72

父 外国内訳	
国名	人数
アメリカ合衆国	5
イラン・イスラム共和国	18
インド	4
ガーナ共和国	1
カンボジア国	1
ギニア	1
パキスタン	2
フィリピン共和国	5
ブラジル連邦共和国	1
ペルー共和国	1
マレーシア	4
ミャンマー連邦	2
韓国	1
大韓民国	11
中華人民共和国	7
中華民国	2
朝鮮民主主義人民共和国	3
不明	1
その他	11
合計	81

母 外国内訳	
国名	人数
インド	2
カンボジア国	1
ギニア	1
コロンビア	2
ザンビア共和国	1
タイ王国	39
フィリピン共和国	138
ブラジル連邦共和国	1
マレーシア	1
ミャンマー連邦	1
メキシコ合衆国	1
台湾	1
大韓民国	38
中華人民共和国	19
中華民国	5
朝鮮民主主義人民共和国	4
その他	10
合計	265

## 22. 退所児童の状況

### (1)退所時年齢

(単位:人)

	未就学児	小学生低学年	小学生高学年	中学生	高校生等	合計
男	61	33	44	46	138	322
女	50	32	35	60	129	306
合計	111	65	79	106	267	628
割合	18%	10%	13%	17%	43%	100.0%

### (2)在所期間

(単位:人)

	1年未満	1年から 2年未満	2年から 3年未満	3年から 5年未満	5年から 7年未満	7年から 9年未満	9年以上	合計
未就学児	37	39	16	19	0	0	0	111
小学生低学年	15	14	6	21	8	1	0	65
小学生高学年	12	18	5	14	13	13	4	79
中学生	20	14	19	12	15	9	17	106
高校生等	63	32	22	28	28	30	64	267
(高校卒業によるもの)	5	2	5	13	12	15	48	100
合計	147	117	68	94	64	53	85	628
割合	23.4%	18.6%	10.8%	15.0%	10.2%	8.4%	13.5%	100.0%

### (3)退所先

(単位:人)

	家庭復 帰	養育家 庭	児童養 護施設	自立援 助ホ一 ム	児童自 立支援 施設	知的障 害児施 設	その他 の施設	知的障 害者通 勤寮、 同生活 寮	就労自 立	その他	合計
未就学児	81	9	12	0	0	4	0	0	0	5	111
小学生低学年	50	4	5	0	0	2	0	0	0	4	65
小学生高学年	60	5	5	0	1	4	1	0	0	3	79
中学生	70	6	8	1	17	1	0	0	3	0	106
高校生等	77	2	4	12	2	3	9	10	107	41	267
(高校卒業によるもの)	11	0	0	4	0	0	2	3	60	20	100
合計	338	26	34	13	20	14	10	10	110	53	628
割合	53.8%	4.1%	5.4%	2.1%	3.2%	2.2%	1.6%	1.6%	17.5%	8.4%	100.0%